

(別紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成30年4月1日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;">第2 相続税関係</p> <p>(1～6-2 省略)</p> <p><u>6-3 相続税の申告書(第1表の付表5)</u></p> <p><u>6-4 同(第1表の付表5(別表1))</u></p> <p><u>6-5 同(第1表の付表5(別表2))</u></p> <p>(7～13-4-1 省略)</p> <p><u>13-4-2 相続税の申告書(第8の2の2表)</u></p> <p><u>13-4-3 同(第8の2の2表の付表1)</u></p> <p><u>13-4-4 同(第8の2の2表の付表2)</u></p> <p><u>13-4-5 同(第8の2の2表の付表3)</u></p> <p>(13-5～37-1 省略)</p> <p><u>37-1-1 相続税の修正申告書(第8の2の2表)</u></p> <p>(37-2-1～60 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p>(1～21 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(25～28 省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成29年12月22日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;">第2 相続税関係</p> <p>(1～6-2 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(7～13-4-1 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(13-5～37-1 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(37-2-1～60 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p>(1～21 同左)</p> <p><u>22 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書</u></p> <p><u>23 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用するに当たり経済産業局長の作成した</u> <u>確認書を提出することに対する確約書</u></p> <p><u>24 平成 年分 特定同族株式等の明細書</u></p> <p>(25～28 同左)</p>

(第4～第7 省略)

第8 納税猶予関係

(1～92 省略)

93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 (一般措置)

94 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (一般措置)

95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書 (一般措置)

(96 省略)

97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除) (一般措置)

97-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除) (一般措置)」の添付書類一覧

98 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用) (一般措置)

99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用) (一般措置)

100 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除) (一般措置)

100-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除) (一般措置)」の添付書類一覧

101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 (一般措置)

101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除) (一般措置)

(102 省略)

102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 (一般措置)

(102-2 省略)

103 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書 (一般措置)

104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (一般措置)

105 認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書 (一般措置)
(削除)

(105-2 省略)

105-2-1 震災特例法第38条の3第1・3・5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

105-3 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書 (一般措置)

105-4 租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書 (一般措置)

(106～120 省略)

(第4～第7 同左)

第8 納税猶予関係

(1～92 同左)

93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

94 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書

(96 同左)

97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)

97-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」の添付書類一覧

98 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)

99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)

100 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(特例免除)

100-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(特例免除)」の添付書類一覧

101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書

101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除)

(102 同左)

102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

(102-2 同左)

103 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書

104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

105 認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書

105-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書

(105-2 同左)

(新規)

105-3 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書

105-4 租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

(106～120 同左)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

(1～27 省略)

27-1 租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書

28 租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書

28-1 租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

(29～34-1 省略)

34-2 租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

35 租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

(36～37 省略)

(第10～第11 省略)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

(1～27 同左)

(新規)

28 租税特別措置法第40条第5項の規定による買換資産の届出書

(新規)

(29～34-1 同左)

(新規)

35 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

(36～37 同左)

(第10～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式1のとおりとする。
2 同（控用）	様式2のとおりとする。
3 相続税の申告書（第1表続）	様式3のとおりとする。
4 同（控用）	様式4のとおりとする。
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式5のとおりとする。
6 同（第1表の付表2）	様式6のとおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式7のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式8のとおりとする。
6-3 同（第1表の付表5）	様式9のとおりとする。（新規）
6-4 同（第1表の付表5（別表1））	様式10のとおりとする。（新規）
6-5 同（第1表の付表5（別表2））	様式11のとおりとする。（新規）
9-2 同（第4表の2）	様式12のとおりとする。
13 同（第8表）	様式13のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式14のとおりとする。
13-2 同（第8の2表の付表1）	様式15のとおりとする。
13-3 同（第8の2表の付表2）	様式16のとおりとする。
13-4 同（第8の2表の付表3）	様式17のとおりとする。
13-4-1 同（第8の2表の付表4）	様式18のとおりとする。
13-4-2 同（第8の2の2表）	様式19のとおりとする。（新規）
13-4-3 同（第8の2の2表の付表1）	様式20のとおりとする。（新規）
13-4-4 同（第8の2の2表の付表2）	様式21のとおりとする。（新規）
13-4-5 同（第8の2の2表の付表3）	様式22のとおりとする。（新規）
13-5 同（第8の3表）	様式23のとおりとする。
13-6 同（第8の3表の付表）	様式24のとおりとする。
13-7 同（第8の4表）	様式25のとおりとする。
13-7-1 同（第8の4表の付表）	様式26のとおりとする。
13-8 同（第8の5表）	様式27のとおりとする。
24 同（第13表）	様式28のとおりとする。

25 同 (第14表)	様式29のとおりとする。
26 同 (第15表)	様式30のとおりとする。
27 同 (控用)	様式31のとおりとする。
28 同 (第15表続)	様式32のとおりとする。
29 同 (控用)	様式33のとおりとする。
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式34のとおりとする。
33 相続税の修正申告書 (第1表)	様式35のとおりとする。
34 同 (第1表続)	様式36のとおりとする。
35 同 (第3表・第8表2)	様式37のとおりとする。
36 同 (第3表 (続) ・第8表2 (続))	様式38のとおりとする。
37-1 同 (第8の2表)	様式39のとおりとする。
37-1-1 同 (第8の2の2表)	様式40のとおりとする。 (新規)
37-2-1 同 (第8の3表)	様式41のとおりとする。
37-2-2 同 (第8の4表)	様式42のとおりとする。
37-2-3 同 (第8の5表)	様式43のとおりとする。
38 同 (15表)	様式44のとおりとする。
52-3 相続税の更正通知書 (付表4) (通知用)	様式45のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
22 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書	様式46のとおりとする。 (削除)
23 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用するに当たり経済産業局長の作成した確認書を提出することに対する確約書	様式47のとおりとする。 (削除)
24 平成 年分 特定同族株式等の明細書	様式48のとおりとする。 (削除)

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
90 非上場株式等の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 (通知用)	様式49のとおりとする。
91 非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 (通知用)	様式50のとおりとする。
93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 (一般措置)	様式51のとおりとする。

94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）	様式52のとおりとする。
95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）	様式53のとおりとする。
97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）	様式54のとおりとする。
97-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧	様式55のとおりとする。
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）	様式56のとおりとする。
99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）	様式57のとおりとする。
100 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）	様式58のとおりとする。
100-1 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧	様式59のとおりとする。
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（一般措置）	様式60のとおりとする。
101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）	様式61のとおりとする。
102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）	様式62のとおりとする。
103 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）	様式63のとおりとする。
104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（一般措置）	様式64のとおりとする。
105 認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）	様式65のとおりとする。
105-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書	様式66のとおりとする。（削除）
105-2-1 震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書	様式67のとおりとする。（新規）
105-3 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）	様式68のとおりとする。
105-4 租税特別措置法第70条の7第30項（第3号・第4号）・第70条の7の2第31項（第3号・第4号）・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置）	様式69のとおりとする。
109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書	様式70のとおりとする。
115 山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書	様式71のとおりとする。
116 医療法人持分の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式72のとおりとする。
117 医療法人持分の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式73のとおりとする。
119 猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書（通知用）	様式74のとおりとする。
120 医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書	様式75のとおりとする。

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5-1 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表（承認特例用））	様式76のとおりとする。

7 同（第3表－付2）	様式77のとおりとする。
27 租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書	様式78のとおりとする。
27-1 租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書	様式79のとおりとする。（新規）
28 租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書	様式80のとおりとする。
28-1 租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書	様式81のとおりとする。（新規）
33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書	様式82のとおりとする
34-1 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書	様式83のとおりとする。
34-2 租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書	様式84のとおりとする。（新規）
35 租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式85のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
3-3 _____税の更正の請求書（次葉）（相続税－付表4）	様式86のとおりとする。

改正後

改正前

相続税の申告書

FD3559

税務署長 年 月 日提出 相続開始年月日 年 月 日 申告期限延長日 年 月 日

Table with columns for '各人の合計' and '財産を取得した人'. Rows include personal information, acquisition reasons, tax calculation items (取得財産の価額, 債務及び葬式費用, etc.), and tax payment details.

○フリガナは、必ず記入してください。また、申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第1表（平成30年分以降） 左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び⑤の金額を記入します。

相続税の申告書

FD3557

税務署長 年 月 日提出 相続開始年月日 年 月 日 申告期限延長日 年 月 日

Table with columns for '各人の合計' and '財産を取得した人'. Rows include personal information, acquisition reasons, tax calculation items, and tax payment details.

○フリガナは、必ず記入してください。また、申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第1表（平成29年分以降） 左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び⑤の金額を記入します。

改正後

相続税の申告書

税務署長
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名					
氏名					
個人番号又は法人番号					
個人番号又は法人番号					
生年月日					
生年月日					
住 所					
住 所					
(電話番号)					
(電話番号)					
被相続人との続柄					
被相続人との続柄					
取 得 原 因					
取 得 原 因					
※整理番号					
取得財産の価額					
取得財産の価額					
相続時特種清算資産の価額					
相続時特種清算資産の価額					
債務及び葬式費用の金額					
債務及び葬式費用の金額					
純資産価額(1)+2-(3)					
純資産価額(1)+2-(3)					
課税価格(4)+(5)					
課税価格(4)+(5)					
法定相続人の数					
法定相続人の数					
相続税の総額					
相続税の総額					
一般の場合					
一般の場合					
土地等納税者控除額					
土地等納税者控除額					
配当者の税額軽減額					
配当者の税額軽減額					
未成年者控除額					
未成年者控除額					
相次相続控除額					
相次相続控除額					
外国税額控除額					
外国税額控除額					
小計					
小計					
納税者控除額					
納税者控除額					
特別徴収税額					
特別徴収税額					
山林納税者控除額					
山林納税者控除額					
医療法人持分納税者控除額					
医療法人持分納税者控除額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					

第1表（平成30年分以降用）

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

作成税務上の事務所所在地・署名押印・電話番号
① 税理士法第30条の書面提出有
② 税理士法第33条の2の書面提出有
(資4-20-1-5-A4統一) 第1表控 (平30,7)

改正前

相続税の申告書

税務署長
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名					
氏名					
個人番号又は法人番号					
個人番号又は法人番号					
生年月日					
生年月日					
住 所					
住 所					
(電話番号)					
(電話番号)					
被相続人との続柄					
被相続人との続柄					
取 得 原 因					
取 得 原 因					
※整理番号					
取得財産の価額					
取得財産の価額					
相続時特種清算資産の価額					
相続時特種清算資産の価額					
債務及び葬式費用の金額					
債務及び葬式費用の金額					
純資産価額(1)+2-(3)					
純資産価額(1)+2-(3)					
課税価格(4)+(5)					
課税価格(4)+(5)					
法定相続人の数					
法定相続人の数					
相続税の総額					
相続税の総額					
一般の場合					
一般の場合					
土地等納税者控除額					
土地等納税者控除額					
配当者の税額軽減額					
配当者の税額軽減額					
未成年者控除額					
未成年者控除額					
相次相続控除額					
相次相続控除額					
外国税額控除額					
外国税額控除額					
小計					
小計					
納税者控除額					
納税者控除額					
特別徴収税額					
特別徴収税額					
山林納税者控除額					
山林納税者控除額					
医療法人持分納税者控除額					
医療法人持分納税者控除額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					
申告書提出期限までに納税額を納付する税額					

第1表（平成29年分以降用）

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

作成税務上の事務所所在地・署名押印・電話番号
① 税理士法第30条の書面提出有
② 税理士法第33条の2の書面提出有
(資4-20-1-5-A4統一) 第1表控 (平29,7)

改正後

相続税の申告書(続)

FD3560

Form FD3560: Inheritance Tax Return (continued). Includes fields for taxpayer information, acquisition details, tax calculation, and payment information. Includes a vertical note on the left: 'この申告書は横線で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。' and a vertical note on the right: 'この申告書は横線で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。'.

第1表(続)(平成30年分以降用)

注 ① 配偶者の金額が赤字となる場合は、配偶者の金額に△を付してください。なお、この場合は、配偶者の金額のうちには贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの配偶者の金額については、相続税の申告でしかたを参照してください。

改正前

相続税の申告書(続)

FD3558

Form FD3558: Inheritance Tax Return (continued). Includes fields for taxpayer information, acquisition details, tax calculation, and payment information. Includes a vertical note on the left: 'この申告書は横線で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。' and a vertical note on the right: 'この申告書は横線で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。'.

第1表(続)(平成29年分以降用)

注 ① 配偶者の金額が赤字となる場合は、配偶者の金額に△を付してください。なお、この場合は、配偶者の金額のうちには贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの配偶者の金額については、相続税の申告でしかたを参照してください。

改正後

相続税の申告書(続)

フリガナ

フリガナ	財産を取得した人	財産を取得した人
氏名		
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記入は不要です	※控用には個人番号の記入は不要です
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)
住所		
(電話番号)	(- -)	(- -)
相続人との続柄	職業	職業
取得原因	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与
※整理番号		
取得財産の価額 (第11表3)		
相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1①)		
債務及び葬式費用の金額 (第13表3①)		
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		
課税資産額に加重される時価相当額の増加分(第13表3②)		
課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		
法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額	
相続税の総額 (⑦)		
各人の算出税額の計算		
一般の場合 (第14表)		
基礎控除額算出税額等の軽減率適用 (第14表)		
相続税額(第14表)		
各人の控除		
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)		
未成年者控除額 (第6表①、②又は③)		
初次相続控除額 (第7表①又は②)		
外国税額控除額 (第8表①②)		
計		
遺贈・贈与の課税 (赤字のときは0)		
相続時特異課税適用財産の課税 (第11の2表2)		
医療法人等分限控除額 (第5の4表2①)		
小計 (⑩+⑪+⑫)		
医療法人等分限控除額 (第5の4表2②) (赤字のときは100円未満切捨て)		
株式等納税額控除額 (第9の2表2A)		
特別株式等納税額控除額 (第9の2表2B)		
山林納税額控除額 (第9の3表2①)		
医療法人等分限控除額 (第5の4表2③)		
申告申告期限までに納税額納付すべき税額 (第9の4表)		
申告申告期限までに納税額納付される税額 (第9の4表)		

第1表(続) (平成30年分以降用) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

改正前

相続税の申告書(続)

フリガナ

フリガナ	財産を取得した人	財産を取得した人
氏名		
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記入は不要です	※控用には個人番号の記入は不要です
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)
住所		
(電話番号)	(- -)	(- -)
相続人との続柄	職業	職業
取得原因	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与
※整理番号		
取得財産の価額 (第11表3)		
相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1①)		
債務及び葬式費用の金額 (第13表3①)		
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		
課税資産額に加重される時価相当額の増加分(第13表3②)		
課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		
法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額	
相続税の総額 (⑦)		
各人の算出税額の計算		
一般の場合 (第14表)		
基礎控除額算出税額等の軽減率適用 (第14表)		
相続税額(第14表)		
各人の控除		
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)		
未成年者控除額 (第6表①、②又は③)		
初次相続控除額 (第7表①又は②)		
外国税額控除額 (第8表①②)		
計		
遺贈・贈与の課税 (赤字のときは0)		
相続時特異課税適用財産の課税 (第11の2表2)		
医療法人等分限控除額 (第5の4表2①)		
小計 (⑩+⑪+⑫)		
医療法人等分限控除額 (第5の4表2②) (赤字のときは100円未満切捨て)		
株式等納税額控除額 (第9の2表2A)		
特別株式等納税額控除額 (第9の2表2B)		
山林納税額控除額 (第9の3表2①)		
医療法人等分限控除額 (第5の4表2③)		
申告申告期限までに納税額納付すべき税額 (第9の4表)		
申告申告期限までに納税額納付される税額 (第9の4表)		

第1表(続) (平成29年分以降用) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

改正後

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の直前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を出さな
 いで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書提出すべき者が相続税の修正申告書を出さないうで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名				
相続開始年月日	平成 年 月 日			

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	円 A
還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	△	円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(6) 電話番号				
(7) 承継割合..... B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合 【(8)/(9)】				

6 税額

A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△	円	△	円

7 整理番号

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

第1表の付表1(平30.7) (第4-20-1-2-A4様式)

第1表の付表1(平成30年分以降適用)

改正前

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の直前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を出さな
 いで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書提出すべき者が相続税の修正申告書を出さないうで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名				
相続開始年月日	平成 年 月 日			

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	円 A
還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	△	円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(6) 電話番号				
(7) 承継割合..... B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合 【(8)/(9)】				

6 税額

A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△	円	△	円

7 整理番号

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

第1表の付表1(平29.7) (第4-20-1-2-A4様式)

第1表の付表1(平成29年分以降適用)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から④までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の⑤欄（還付になる場合には⑥欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 - 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 承 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平30.7）

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から④までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の⑤欄（還付になる場合には⑥欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 - 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 承 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平29.7）

改正後

改正前

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に關する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額欄」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- なお、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、
該当する項目に記入してください。
※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行出張又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局等を該当する項目に記入してください。

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

第1表の付表2（平30.7）

（費4-20-1-3-A4統一）

第1表の付表2（平成30年分以降適用）

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に關する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額欄」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- なお、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、
該当する項目に記入してください。
※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行出張又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局等を該当する項目に記入してください。

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

Table with columns for '相続時精算課税適用者等' and '銀行等の預貯金口座への振込みの場合'. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '預金種類', '普通', '当座', '納税準備', '口座番号', and '記号番号'.

第1表の付表2（平20.7）

（費4-20-1-3-A4統一）

第1表の付表2（平成26年分以降適用）

改正後

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。
 なお、還付金の受取りには預貯金口座(相続時精算課税適用者等(※2)ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△		△		△		本店・支店 出店等 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の口座番号(7桁以内)					
	記号番号 (7～13桁)	郵便局名等										

該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けてください。
 口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。
 ※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△		△		△		本店・支店 出店等 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合					
	記号番号 (7～13桁)	1×××0-×××××××1		郵便局名等								
		記号部分(5桁)		番号部分(2～8桁)								

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△		△		△		本店・支店 出店等 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合					
	記号番号 (7～13桁)	1×××0-×××××××1		郵便局名等		ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局						

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

改正前

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。
 なお、還付金の受取りには預貯金口座(相続時精算課税適用者等(※2)ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△		△		△		本店・支店 出店等 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の口座番号(7桁以内)					
	記号番号 (7～13桁)	郵便局名等										

該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けてください。
 口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△		△		△		本店・支店 出店等 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合					
	記号番号 (7～13桁)	1×××0-×××××××1		郵便局名等								
		記号部分(5桁)		番号部分(2～8桁)								

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△		△		△		本店・支店 出店等 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合						郵便局等の窓口での受取りの場合					
	記号番号 (7～13桁)	1×××0-×××××××1		郵便局名等		ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局						

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

改正後

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を作成する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

1 信託の明細
Table with columns: 番号, 信託の名称, 営業所等の名称及び所在地

2 信託に関する権利の明細
Table with columns: 番号, 種類, 細目, 利用区分、銘柄等, 所在場所等, 数量, 単価, 価額, 外国税額控除額

信託に関する権利の価額の合計額等
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。
3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算
Table with columns: 相続税の算出税額, 相続税額の2割加算額, 外国税額控除額, 金額

法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算
Table with columns: 信託に関する権利の価額の合計額, 特別控除事業税等相当額, 法人税及び事業税等の額の基となる価額

(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑩又は⑪の各欄は、⑨又は⑫の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法特別税率等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税率の額」を記入します。
3 ⑬欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑭欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
5 ⑮又は⑯の各欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
6 ⑰欄の金額を第1表の受託者の⑳欄に転記します。⑱欄の金額（⑯-⑰）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算
Table with columns: 番号, 債権の金額, 債務の金額のうち各信託ごとの価額の合計額, 各信託に関する権利に係る外国税額控除額, 信託財産責任負担債務の額

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を作成する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ⑳欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
4 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5 ㉒欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

第1表の付表3（平成30年分以降用）

改正前

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を作成する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

1 信託の明細
Table with columns: 番号, 信託の名称, 営業所等の名称及び所在地

2 信託に関する権利の明細
Table with columns: 番号, 種類, 細目, 利用区分、銘柄等, 所在場所等, 数量, 単価, 価額, 外国税額控除額

信託に関する権利の価額の合計額等
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。
3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算
Table with columns: 相続税の算出税額, 相続税額の2割加算額, 外国税額控除額, 金額

法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算
Table with columns: 信託に関する権利の価額の合計額, 特別控除事業税等相当額, 法人税及び事業税等の額の基となる価額

(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑩又は⑪の各欄は、⑨又は⑫の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法特別税率等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税率の額」を記入します。
3 ⑬欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑭欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
5 ⑮又は⑯の各欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
6 ⑰欄の記入に当たっては、裏面の4を必ずご確認ください。
7 ⑱欄の金額を第1表の受託者の⑳欄に転記します。⑱欄の金額（⑯-⑰）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算
Table with columns: 番号, 債権の金額, 債務の金額のうち各信託ごとの価額の合計額, 各信託に関する権利に係る外国税額控除額, 信託財産責任負担債務の額

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を作成する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ⑳欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
4 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5 ㉒欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

第1表の付表3（平成26年10月分以降用）

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等	書 き か た 等
<p>この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 <p style="text-align: right;">(平30.7)</p>	<p>この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 「㊦」欄は、<u>遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、「㊦」から「㊧」までの各欄の金額の合計額に、「㊦」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。</u> 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 <p style="text-align: right;">(平27.7)</p>

改正後

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称	

第1表の付表4 (平成30年4月分以降用)

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 <small>(注) ②の金額を第1表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。</small>					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							②

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく地方人特別税の額	⑫ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)
円	円	円	円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑩の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×②÷①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。) <small>(注) ⑳の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の㉑欄に転記します。</small>			
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑩の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑳)	㉒ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑳)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。
円	円	円	<input type="checkbox"/>

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
人格のない社団又は財団の名称	
(法人整理番号)	()

第1表の付表4 (平成28年分以降用)

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
5							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							②

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく地方人特別税の額	⑫ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)
円	円	円	円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算			
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑩の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×②÷①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算			
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑩の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑳)	㉒ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑳)	(注) ⑳の金額を人格のない社団又は財団の第1表の㉑欄に転記します。
円	円	円	

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等	書 き か た 等
<p>この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。</p> <p>2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。</p> <p>3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。</p> <p>(1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(2) 「⑥」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(3) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</p> <p>(4) 「⑫」及び「⑬」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。</p> <p>4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。</p> <p>5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された ⑭の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。</p>	<p>この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <p>1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。</p> <p>2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。</p> <p>3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。</p> <p>(1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(2) 「⑥」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。</p> <p>(3) 「⑪」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。</p> <p>(4) 「⑫」及び「⑬」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。</p> <p>4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。</p> <p>5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「⑭」欄の金額を人格のない社団等の第 1 表の「⑯」欄に転記します。</p>

改正後

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社 団法人等の名称
--	------------------------------

第1表の付表5 (平成30年4月分以降用)

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算	
<small>(注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。</small>	
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	① 円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	② 円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③ 円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④ 円
相続開始の時に係る基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤ 円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥ 円
相続開始の時に係る同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑥の数)に1を加えた数	⑦
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥×⑦)	⑧ 円
<small>(注) ⑥の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。</small>	

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)	
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の①の金額)	① 円
相続税の差引税額(第1表の②の金額)	② 円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の②の金額)	③ 円
相続税の課税価格(第1表の③の金額)	④ 円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(③×④×⑤)	⑤ 円
控除額(①の金額と⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑥ 円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算			
<small>特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。</small>			
<small>(注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。</small>			
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	① 円		
①の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	② 円		
控除対象金額(①-②)	③ 円		
4 申告納税額(納付すべき税額)の計算			
<small>(注) ④の金額を特定一般社団法人等の第1表の④欄に転記します。</small>			
⑧ 相続税の差引税額(第1表の②の金額)	⑥ 相続税額から控除する法人税等に相当する額(⑥の金額)	⑦ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額(③の金額)	④ 申告納税額(納付すべき税額)(⑧-⑥-⑦)(赤字の場合は0)
円	円	円	円

5 控除対象税額の残額の計算((④-⑤-⑥)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)	
④の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(④-⑤)	⑤ 円
控除対象税額の残額(⑤-⑥)	⑥ 円

第1表の付表5(平30.7) (資4-20-1-5-A.4統一)

(新規)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続開始の日以後に作成された<u>その特定一般社団法人等の登記事項証明書</u>とともに、相続税の申告書に添付して提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。 (2) 「⑦」欄の「相続開始の時ににおける同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。 <p>なお、「⑬」及び「⑭」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。</p> 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。 <p>(注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時ににおいて公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。 	<p>(新規)</p>

改正後

改正前

**特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書（別表1）**

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合における純資産額の計算のために使用します。各項目において計算した「①」から「⑤」欄の額について、第1表の付表5の「①」から「⑤」の各欄へ転記します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5（別表1）（平成30年4月分以降用）

1 相続開始の時に特定一般社団法人等有する財産の価額の明細
種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。
(注) 信託の受託者として有しているもの及び被相続人から遺贈により取得したものは除きます。

種類	細目	価額
		円
合 計		① 円

2 債務の金額の明細
種類・細目の異なるごとに記入し、「金額」欄にはその合計額を記入します。
(注) 信託の受託者として有するものは除きます。

種類	細目	金額
合 計		② 円

3 国税又は地方税の金額の明細（相続開始以前に納税義務が成立したもの）
(注) 相続開始以前に納付すべき税額が確定したもの(上記2に記入します。)及び被相続人の死亡につき課される相続税は除きます。

税目	国又は地方公共団体等の名称	納税義務が成立した日	金額
		..	
		..	
		..	
合 計			③ 円

4 被相続人の死亡により支給する退職手当金などの明細

支払年月日	退職手当金などの名称	受取人の氏名	金額
合 計			④ 円

5 基金の額の明細
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の額を記入します。

拠出者の氏名又は名称	拠出者の住所又は所在地	金額
合 計		⑤ 円

6 同族理事の数の明細
相続開始の時に特定一般社団法人等の理事のうち、同族理事に該当する者の氏名及び被相続人との続柄を記入します。

氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
同族理事の数					⑥ 人

第1表の付表5（別表1）（平30.7）

（資4-20-1-6-A.4統一）

（新規）

改正後

改正前

書きかた等

(新規)

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合における純資産額の計算のために使用します。各項目において計算した「①」から「⑤」欄の額について、第 1 表の付表 5 の「①」から「⑤」の各欄へ転記します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等が有する財産の価額の明細」は、種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」、「細目」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。
- 3 「2 債務の金額の明細」は、種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」、「細目」及び「金額」欄は、第 13 表に準じて記入します。
- 4 「3 国税又は地方税の金額の明細（相続開始以前に納税義務が成立したもの）」については、「税目」欄に「法人税」、「事業税」及び「固定資産税」などの税目とその年度を記入します。なお、相続開始以前に納付すべき税額が確定したものは「2 債務の金額の明細」に記入します。
- 5 「4 被相続人の死亡により支給する退職手当金などの明細」は、相続税法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する給与の額について記入します。また、各欄については第 10 表に準じて記入します。
- 6 「5 基金の額の明細」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の額を記入します。
- 7 「6 同族理事の数の明細」は、相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の理事（被相続人は含まれません。）のうち、同族理事に該当する者^(注)の氏名及び被相続人との続柄を記入します。

(注) 被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又はその特定一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者であって被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を同族理事の数に加えるものとされているため、その死亡した者についても記入します。

改正後

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書（別表2）

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合において、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5（別表2）（平成30年4月分以降用）

1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細
(注) 贈与税又は相続税の税額については、相続税法第66条第5項の規定による控除後の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額は除きます。

税目 (注) 該当するものを○で囲みます。	贈与税の年分 又は 相続開始の日	申告書を提出した 税務署名	贈与税又は相続税の税額 円	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注) 各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。	
				名称	法人番号
贈与税・相続税					
贈与税・相続税					
贈与税・相続税					
贈与税・相続税					
贈与税・相続税					
合計			①	円	

(注) ①の金額を第1表の付表5の⑤欄に転記します。

2 既に相続税の税額より控除された金額の明細
(1) ①の税額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により相続税の税額から控除された金額について計算します。
(2) 相続税の額からの控除が行われた相続税の申告について、下の表の各項目を記入してください。

相続税の額からの控除が行われた相続税の申告に係る被相続人の相続開始の日	申告書を提出した税務署名	控除された金額 円	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注) 各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。	
			名称	法人番号
.	.			
.	.			
.	.			
.	.			
.	.			
合計		②	円	

(注) ②の金額を第1表の付表5の⑥欄に転記します。

(新規)

改正後

改正前

書きかた等

(新規)

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
 - 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税(注 1)の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑤」欄に転記します。
 - 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑥」欄に転記します。
- (注) 1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。
- 2 「特定一般社団法人等の名称及び法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のもものと異なる場合にのみ記入します。

改正後

改正前

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表の2 (平成30年分用)

Table for '改正後' section, showing calculation of annual tax credit for gifts. Includes columns for donor name, tax amount, and various calculation steps (1-16) for different types of gifts and tax credits.

第4表の2 (平30.7)

(資4-20-5-3-A4 統一)

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表の2 (平成29年分用)

Table for '改正前' section, showing calculation of annual tax credit for gifts. Includes columns for donor name, tax amount, and various calculation steps (1-16) for different types of gifts and tax credits.

第4表の2 (平29.7)

(資4-20-5-3-A4 統一)

改 正 後	改 正 前
<p>【記入に当たっての留意事項】</p> <p>この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。</p> <p>1 この表における「特例贈与財産」とは、租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産を、「一般贈与財産」とは、同項の規定の適用を受けない財産をいいます。</p> <p>2 ③、⑪又は⑬欄（その年分の暦年課税分の贈与税額）は、その年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、その年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。 ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。</p> <p>3 ⑦、⑬又は⑮欄（その年分の暦年課税分の贈与税額）は、その年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、その年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。 ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。</p>	<p>【記入に当たっての留意事項】</p> <p>この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。</p> <p>1 この表における「特例贈与財産」とは、租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産を、「一般贈与財産」とは、同項の規定の適用を受けない財産をいいます。</p> <p>2 「その年分の暦年課税分の贈与税額③」の金額は、平成28年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、平成28年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。 ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額③」の金額は、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。</p> <p>3 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑦」の金額は、平成28年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、平成28年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。 ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑦」の金額は、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。</p> <p>4 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑪」の金額は、平成27年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、平成27年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。 ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑪」の金額は、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。</p> <p>5 「その年分の暦年課税分の贈与税額⑬」の金額は、平成27年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、平成27年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。 ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、「その年分の暦年課税分の贈与税額⑬」の金額は、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。</p>

改正後

改正前

外国税額控除額
農地等納税猶予税額
の計算書

被相続人

第8表
(平成30年分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 ① 納期限(特期日) ② 税額	③ ①の目現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額(②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ②の金額(取得財産の価額)の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額(④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	..		円	円		円	円
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の②の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑤×第3表の各農業相続人の②の金額)	②		
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑧+⑩)の金額	③		
第3表⑤の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑤×第3表の各農業相続人の⑤の金額)	⑤		
計の算額(③-(④+⑤))の金額(赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、第8の5表の⑬欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。

外国税額控除額
農地等納税猶予税額
の計算書

被相続人

第8表
(平成27年分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 ① 納期限(特期日) ② 税額	③ ①の目現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額(②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ②の金額(取得財産の価額)の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額(④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	..		円	円		円	円
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の②の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑤×第3表の各農業相続人の②の金額)	②		
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑧+⑩)の金額	③		
第3表⑤の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑤×第3表の各農業相続人の⑤の金額)	⑤		
計の算額(③-(④+⑤))の金額(赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の⑬欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑫」欄に転記します。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人
経営承継人
(経営承継人等)
経営承継承認者

この計算書は、経営承継人等又は経営承継承認者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額(株式等納税猶予税額)を算出するために使用します。
(注) 経営承継人等及び経営承継承認者に該当する人を、以下この計算書(第8の2表)において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 対象非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項)の適用を受けず。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include ① 計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額, ② 計算書の経営承継人に係る債務及び非課税費用の金額, ③ 計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額, ④ 控除未済債務額, ⑤ 特定価額(①-④), ⑥ 特定価額の20%に相当する金額, ⑦ 計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑧ 基礎控除額, ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額, ⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: ① 法定相続人の氏名, ② 法定相続分, ③ 特定価額に基づく相続税の総額の計算, ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、④欄の「第1表の⑧欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑧欄」の金額となります。
2 ③及び④欄は第2表の「④法定相続人」の氏名(横書き)及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include ① 経営承継人の第1表の(⑧+⑨-⑩)の金額, ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, a ②+③-経営承継人の第1表の⑫の金額, ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額, ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, b ④+⑤-経営承継人の第1表の⑫の金額, c 経営承継人の第1表の⑫欄に基づく算出税額, ⑥ (①+a-b-⑥)の金額, ⑦ (a-b-⑥)の金額.

⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(第2表欄)

Table with 2 columns: Company Name, Amount. Rows include イ(会社名), ロ(会社名), ハ(会社名), ⑨ 株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)の合計額.

(注) 1 ⑧欄の算出中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑧欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算出中の「株式等に係る金額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の③欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が「農地等についての納税猶予及び免除」、「山林についての納税猶予の特例」又は「配偶者の持分についての納税猶予及び免除」の特例若しくは「配偶者の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の2表の⑤欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認

※この項目は記入する必要はありません

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人
経営承継人
(経営承継人等)
経営承継承認者

この計算書は、経営承継人等又は経営承継承認者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予の特例に係る納税猶予税額(株式等納税猶予税額)を算出するために使用します。
(注) 経営承継人等及び経営承継承認者に該当する人を、以下この計算書(第8の2表)において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項)の適用を受けず。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include ① 計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額, ② 計算書の経営承継人に係る債務及び非課税費用の金額, ③ 計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額, ④ 控除未済債務額, ⑤ 特定価額(①-④), ⑥ 特定価額の20%に相当する金額, ⑦ 計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑧ 基礎控除額, ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額, ⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: ① 法定相続人の氏名, ② 法定相続分, ③ 特定価額に基づく相続税の総額の計算, ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、④欄の「第1表の⑧欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑧欄」の金額となります。
2 ③及び④欄は第2表の「④法定相続人」の氏名(横書き)及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include ① 経営承継人の第1表の(⑧+⑨-⑩)の金額, ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, a ②+③-経営承継人の第1表の⑫の金額, ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額, ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, b ④+⑤-経営承継人の第1表の⑫の金額, c 経営承継人の第1表の⑫欄に基づく算出税額, ⑥ (①+a-b-⑥)の金額, ⑦ (a-b-⑥)の金額.

⑧ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(第2表欄)

Table with 2 columns: Company Name, Amount. Rows include イ(会社名), ロ(会社名), ハ(会社名), ⑨ 株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)の合計額.

(注) 1 ⑧欄の算出中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑧欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算出中の「株式等に係る金額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の③欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は配偶者の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは「配偶者の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の2表の⑤欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認

※この項目は記入する必要はありません

※この項目は記入する必要はありません

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の2又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書に上らず第8の2表の付表2を使用してください。		被相続人
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		経営承継相続人等
1 対象非上場株式等に係る会社		
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定 認定年月日 平成 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 円滑化法の認定 認定番号
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人	有 無
2 対象非上場株式等の明細		
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	⑤ 価額 (③ × ④)
② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	A
③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	
④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円	
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算		
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。		
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	株・口・円	(赤字の場合は0)
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項		
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。		
① 取得の原由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名
贈与・相続等	平成 年 月 日	番
④ 贈与者又は被相続人の氏名		

第8の2表の付表1（平成30年分以降適用）

※この項目は記入する必要はありません。

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書						
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。						
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額
・						円
・						
・						
・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）						
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）						
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）						%
上記の明細の内容に相違ありません。						平成 年 月 日
所在地						
会社名						
代表者氏名						印
※税務署整理棟	法人管轄番号		入力	確認		

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。		被相続人				
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		経営承継相続人等				
1 特例非上場株式等に係る会社						
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)					
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定 認定年月日 平成 年 月 日				
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 円滑化法の認定 認定番号				
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無				
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人	有 無				
2 特例非上場株式等の明細						
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	⑤ 価額 (③ × ④)				
② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	A				
③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円					
④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円					
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算						
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。						
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)				
② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	株・口・円	(赤字の場合は0)				
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書						
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「3(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「3(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。						
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額
・						円
・						
・						
・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）						
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）						
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）						%
上記の明細の内容に相違ありません。						平成 年 月 日
所在地						
会社名						
代表者氏名						印
※税務署整理棟	法人管轄番号		入力	確認		

第8の2表の付表1（平成29年分以降適用）

※この項目は記入する必要はありません。

改正後

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合（所得税法の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合）

1 対象非上場株式等に係る会社
① 会社名
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)
③ 経営承継相続人等が役員等であった期間
④ 相続開始の時点における資本金の額
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額
⑥ 相続開始の時点における従業員数
⑦ 相続開始の日から6か月後における経営承継相続人等の総数

2 対象非上場株式等の明細
(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等
(2) 対象非上場株式等の明細
区分: イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等, ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等, ハイ及びロ以外の対象非上場株式等

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の限度数(限度額)の計算
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※後務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認
第8の2表の付表2(平30.7) (資4-20-9-4-A4続-)

第8の2表の付表2(平成30年分以降適用)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等と相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。

1 特例非上場株式等に係る会社
① 会社名
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)
③ 経営承継相続人等が役員等であった期間
④ 相続開始の時点における資本金の額
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額
⑥ 相続開始の時点における従業員数
⑦ 相続開始の日から6か月後における経営承継相続人等の総数

2 特例非上場株式等の明細
(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等
(2) 特例非上場株式等の明細
区分: イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等, ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等, ハイ及びロ以外の特例非上場株式等

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の限度数(限度額)の計算
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※後務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認
第8の2表の付表2(平29.7) (資4-20-9-4-A4続-)

第8の2表の付表2(平成29年分以降適用)

※この項目は記入する必要はありません

※この項目は記入する必要はありません

改正後

《書きかた等》

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等**
- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限りす。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する満期日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等」についての相続税の特例（納税予及免除）の適用を受けるには、平成23年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等」についての相続税の納税額予の適用に関する届出書（経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。）また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄**
- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社）に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 対象非上場株式等の明細」欄**
- (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税額予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
〔注〕 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄の価額は、贈与時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税額予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がその株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除等の適用に関する事項」欄**
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
(2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
(3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
(4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時において有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この欄の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
- 6 「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄**
- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。
- (平成17)

改正前

《書きかた等》

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等**
- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限りす。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する満期日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等」についての相続税の特例（イの株式等）の適用を受けるには、平成23年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等」についての相続税の納税額予の適用に関する届出書（経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。）また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄**
- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例非上場株式等の明細」欄**
- (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税額予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。
〔注〕 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄の価額は、贈与時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税額予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時において有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
- 5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄**
- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。
- (平成17)

改正後

改正前

非上場株式会社等についての相続税の特例適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式会社等についての相続税の特例適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人 経営相続継受者	
1 対象相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 相続開始時における経営相続継受者の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(番)		
③ 事業種目	⑧ 円簿化法の確認の状況	確認年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始時における資本金の額	円	確認番号	
⑤ 相続開始時における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始時における従業員数	人		
(注) 1 相続特別措置法第70条の第1項の規定の適用を受けた対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその合併の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職名、例えば、「代表取締役」と記入します。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承認の円簿化に関する法律施行規則第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の都道府県知事の承認を受けた年月日及び承認番号を記入し記入します。 4 ⑨欄は、対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社をいいます。)であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(相続特別措置法施行令第40条の8の3第9項に規定する関係)がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社(対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)、相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社(対象相続非上場株式等に係る会社)が保有する外国会社等に該当する場合には「有」とし、同項第2号に規定する外国法人の株式等の有無について記入します。			
2 対象相続非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 相続開始時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の第1項の規定の適用を受けた株式等	③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円
			円 A
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、譲渡時に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 次の場合で③欄の数等は②欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがあります。税務署にお尋ねください。 ・ 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合 ・ 相続特別措置法第70条の7第1項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合 3 ③欄の数等は、「3 相続税の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)」の計算の③欄の数等が限度となります。 4 ③欄の金額は、贈与の時における自額を基礎として計算した金額を記入します。贈与の時に、贈与者の相続税負担額を相続特別措置法第70条の7第2項第1号に規定する法定相続継受者等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算している場合は、税務署にお尋ねください。 5 対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社をいいます。)であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(相続特別措置法施行令第40条の8の3第9項に規定する関係)がある法人(以下「会社等」といいます。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)、相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社(対象相続非上場株式等に係る会社)が保有する外国会社等に該当する場合には「有」とし、同項第2号に規定する外国法人の株式等を有する場合はその相続税の特例の計算の基礎となる対象相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特別関係非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時における対象相続非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 6 A欄の金額(③欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税額計算の基礎となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 なお、第8の2表の「1 株式等納税額計算の基礎となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。			
3 相続税の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算			
この欄は、「2 対象相続非上場株式等の明細」の②欄に記載することができる株式等の数等の限度額(限度額)の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等	② 経営相続継受者が2の分の2に相当する数等	③ (①-②)の数等	④ 2の③欄の限度となる数等
(2の①× $\frac{1}{2}$)	②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	(赤字の場合は0)	(③欄の数等と2の③欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
(1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	株・口・円	株・口・円
4 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税特例及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、経営相続継受者等が、「2 対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、非上場株式等についての贈与税の納税特例及び免除(相続特別措置法第70条の7)又は「非上場株式会社等についての贈与税の特例の適用に関する事項」の①の決定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日		姓
(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。 2 ③欄は、取得の原由を記入してください。 3 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税特例及び免除等の適用を受ける贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。 4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。			
※税務署兼受理 法人管理番号 - 入力 確認			
第8の2表の付表3(平成30年分用) (頁4-20-9-5-A4統一)			

第8の2表の付表3(平成30年分用) (頁4-20-9-5-A4統一)

非上場株式会社等についての相続税の特例の特例の適用を受ける特別相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式会社等についての相続税の特例の特例の適用を受ける特別相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人 経営相続継受者	
1 特別相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 相続開始時における経営相続継受者の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(番)		
③ 事業種目	⑧ 円簿化法の確認の状況	確認年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始時における資本金の額	円	確認番号	
⑤ 相続開始時における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始時における従業員数	人		
(注) 1 相続特別措置法第70条の第1項の規定の適用を受けた特別相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその合併の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職名、例えば、「代表取締役」と記入します。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承認の円簿化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣又は都道府県知事の承認を受けた年月日及び承認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特別相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(相続特別措置法施行令第40条の8の3第9項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社をいいます。)であって特別相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(相続特別措置法施行令第40条の8の3第9項に規定する関係)がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社(特別相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社(特別相続非上場株式等に係る会社)が保有する外国会社等に該当する場合には「有」とし、同項第2号に規定する外国法人の株式等の有無について記入します。			
2 特別相続非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 相続開始時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の第1項の規定の適用を受けた株式等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円
			円 A
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、譲渡時に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 次の場合で③欄の数等は②欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがあります。税務署にお尋ねください。 ・ 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合 ・ 相続特別措置法第70条の7第1項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合 3 ③欄の数等は、「3 相続税の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)」の計算の③欄の数等が限度となります。 4 ③欄の金額は、贈与の時における自額を基礎として計算した金額を記入します。贈与の時に、贈与者の相続税負担額を相続特別措置法第70条の7第2項第1号に規定する法定相続継受者等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合は、税務署にお尋ねください。 5 特別相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社をいいます。)であって特別相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(相続特別措置法施行令第40条の8の3第9項に規定する関係)がある法人(以下「会社等」といいます。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(特別相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別関係会社(特別相続非上場株式等に係る会社)が保有する外国会社等に該当する場合には「有」とし、同項第2号に規定する外国法人の株式等を有する場合はその相続税の特例の計算の基礎となる特別相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特別関係非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時における特別相続非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 6 A欄の金額(③欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税額計算の基礎となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 なお、第8の2表の「1 株式等納税額計算の基礎となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。			
3 相続税の特例の特例の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算			
この欄は、「2 特別相続非上場株式等の明細」の②欄に記載することができる株式等の数等の限度額(限度額)の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等	② 経営相続継受者が2の分の2に相当する数等	③ (①-②)の数等	④ 2の③欄の限度となる数等
(2の①× $\frac{1}{2}$)	②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	(赤字の場合は0)	(③欄の数等と2の③欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
(1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	株・口・円	株・口・円
※税務署兼受理 法人管理番号 - 入力 確認			
第8の2表の付表3(平成29年分用) (頁4-20-9-6-A4統一)			

第8の2表の付表3(平成29年分用) (頁4-20-9-6-A4統一)

※税務署兼受理 法人管理番号 - 入力 確認

※税務署兼受理 法人管理番号 - 入力 確認

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

	被相続人																									
この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。	経営承継人 （経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者）	対象非上場株式等又は 対象相続非上場株式等 に係る会社の名称																								
<p>1 規定の適用を受ける旨の確認</p> <p>私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の1から3までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号への認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の4第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。</p>																										
<p>2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様</p> <p>次の場合の区分に応じて、それぞれ1から3までのいずれかの欄について記入してください。</p> <p>(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 災害が発生した年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④ (③÷②×100)</td> <td style="text-align: center;">30%以上で あれば適用可 → %</td> </tr> </table> <p>※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の総論書（同令第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。</p> <p>(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 災害が発生した年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 災害により減少又は損壊をした事業所^(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④ (③÷②×100)</td> <td style="text-align: center;">20%以上で あれば適用可 → %</td> </tr> </table> <p>※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の総論書（同令第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。</td> <td><input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④ (③÷②×100)</td> <td style="text-align: center;">70%以下で あれば適用可 → %</td> </tr> </table> <p>※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の総論書（同令第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。</p>			① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円	③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人	③ 災害により減少又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %
① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日																									
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円																									
③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円																									
④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %																									
① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日																									
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人																									
③ 災害により減少又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人																									
④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %																									
① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日																									
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円																									
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円																									
④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %																									

第8の2表の付表4(平.30.7)

(資-4-20-9-11-A4 統一)

第8の2表の付表4(平成30年分以降用)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

	被相続人																									
この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした（租税特別措置法第70条の7の3の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。）株式等について非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の4第18項の規定の適用を受けるときに、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。	経営承継人 （経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者）	特例非上場株式等又は 特例相続非上場株式等 に係る会社の名称																								
<p>1 規定の適用を受ける旨の確認</p> <p>私は、第8の2表の付表1・付表2の「1 特例非上場株式等に係る会社」又は第8の2表の付表3の「1 特例相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の1から3までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます（適用を受ける規定の「□」にレ印を記入します。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる経営承継相続人等の要件から、同号への認定承継会社の経営を確実に承継するものと認められる要件として、租税特別措置法施行規則第23条の10第8項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 租税特別措置法第70条の7の4第18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる認定相続承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の3第3項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。</p>																										
<p>2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様</p> <p>次の場合の区分に応じて、それぞれ1から3までのいずれかの欄について記入してください。</p> <p>(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 災害が発生した年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④ (③÷②×100)</td> <td style="text-align: center;">30%以上で あれば適用可 → %</td> </tr> </table> <p>※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第3項の総論書（同令第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。</p> <p>(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 災害が発生した年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 災害により減少又は損壊をした事業所^(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④ (③÷②×100)</td> <td style="text-align: center;">20%以上で あれば適用可 → %</td> </tr> </table> <p>※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第3項の総論書（同令第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。</td> <td><input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④ (③÷②×100)</td> <td style="text-align: center;">70%以下で あれば適用可 → %</td> </tr> </table> <p>※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第3項の総論書（同令第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。</p>			① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円	③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人	③ 災害により減少又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %
① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日																									
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円																									
③ 災害により減少した資産の価額の合計額 (注) 1 減少には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円																									
④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %																									
① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日																									
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人																									
③ 災害により減少又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人																									
④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %																									
① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日																									
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円																									
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円																									
④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %																									

第8の2表の付表4(平.29.7)

(資-4-20-9-11-A4 統一)

第8の2表の付表4(平成29年分以降用)

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
 (注) 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承認受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表）において「特例経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項）の適用を受けます。

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額	円
② この計算書の特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の②欄の金額）	
③ この計算書の特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（この計算書の特例経営承継人の第1表の①+②又は第3表の①欄）の金額	
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①-④）1,000円未満切捨て（赤字の場合は0）	,000
⑥ この計算書の特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の特例経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑦ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に充てる取得金額 (⑧×⑩)	⑪相続税の総額となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑩相続税の総額（⑨の合計額）	00

(注) 1 ⑨欄の「第1表の①+②」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑩欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。
 2 ⑩及び⑪欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

① (特例経営承継人の第1表の⑨+⑩-⑪)の金額	円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑩×1の⑪/1の⑫+⑬）	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a ②+③-特例経営承継人の第1表の⑬)の金額（赤字の場合は0）	
b 特例経営承継人の第1表の⑬欄に基づく算出税額（その人の第1表の⑭（又は⑮）+⑯-⑰）（赤字の場合は0）	
④ (①+a-b)の金額（赤字の場合は0）	
⑤ (a-④)の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額 (注2参照)	
イ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額 (⑤×イの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
ロ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額 (⑤×ロの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
ハ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額 (⑤×ハの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
⑦ 特例株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ) (注3参照)	A 00

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑥」の金額とします。
 2 ⑥欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑥欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑥欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
 3 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の第1表の「特例株式等納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例経営承継人が「農地等についての納税猶予及び免除等」、「山林等についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」若しくは「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、第8の6表の⑩欄の金額を特例経営承継人の第1表の「特例株式等納税猶予税額⑦」欄に転記します。

第8の2の2表 (平成30年分以降適用)

(新規)

※この項目は記入する必要がありません

改正後

改正前

第8の2の2表の付表1 (平成30年分以降用)

第8の2の2表の付表1 (平成30年分以降用)

この明細書は、非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式会社等の明細書

この明細書は、非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式会社等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人

特別経営承継相続人等

1 特例対象非上場株式会社等に係る会社

① 会社名

② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名) () 番

③ 特別承継計画の提出及び承認の状況

提出年月日 平成 年 月 日

承認年月日 平成 年 月 日

④ 事業種目

承認番号

⑤ 相続開始の時に資本金の額 円

⑥ 円簿化法の認定の状況

認定年月日 平成 年 月 日

認定番号

⑦ 相続開始の時に資本金準備金の額 円

⑧ 相続開始の時に従業員数 人

⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

有 無

2 特例対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時に発行済株式等の総数等

② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等

③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等

④ 1株(1口)当たりの価額 (裏面の2(2)参照)

⑤ 価額 (③ × ④)

株・口・円 株・口・円 株・口・円 円 A 円

3 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特別経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式会社等に係る会社の非上場株式会社等について、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(相続特別措置法第70条の7の5)」又は「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由

② 取得年月日

③ 申告した税務番号

④ 贈与者又は被相続人の氏名

贈与・相続等 平成 年 月 日 番

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、相続特別措置法施行規則第23条の12の3第14項第9号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特別経営承継相続人等及び特別経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4(1)参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4(2)参照)等について記入します。なお、この明細書による申告が別途作成した内容と証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日 種類 細目 利用区分 所在場所等 数量 ① 価額 ② 出資者・贈与者の氏名・名称

円

③ 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)

④ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)

⑤ 現物出資等資産の保有割合 (③/④)

%

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 _____

会社名 _____

代表者氏名 _____ 印

単独経営管理 出入り帳簿番号 _____ 入力 _____ 確認 _____

第8の2の2表の付表1 (平30.7) (資4-20-9-13-A4 統一)

(新規)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

《 書 き か た 等 》

- 1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄**
- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令規則第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第4項の都道府県知事の承認を受けた日及び承認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ④欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であつて特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄**
- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時にける価額を記入します。
 なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であつて特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
 なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄**
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時にける価額を記入します。
 なお、会社が相続開始の時にける現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時にける価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(新規)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。

被相続人		特例対象相続税額	
<p>1 特例対象相続非上場株式等に係る会社</p> <p>① 会社名</p> <p>② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名) (署)</p> <p>③ 事業種目</p> <p>④ 相続開始の時点における資本金の額 円</p> <p>⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額 円</p> <p>⑥ 相続開始の時点における従業員数 人</p> <p>⑦ 相続開始の時点における特例経費控除承認受諾者の役職名</p>			
⑧ 特例承認計画の提出年月日	平成 年 月 日	⑨ 特例承認計画の提出年月日	平成 年 月 日
⑩ 特例承認計画の届出及び確認の状況	確認番号	⑪ 円簿化法の確認の状況	確認番号
⑫ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	

(注) 1 相続特例措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた特例対象相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の譲りの時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその他の他の会社について①から⑦までの各欄を記入します。

2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に準拠する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第4項の都道府県知事の承認を受けた日及び⑨欄の承認番号をそれぞれ記入します。

4 ⑩欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第4項又は第5項において準用する同条第1項の都道府県知事の承認を受けた年月日及び⑪欄の承認番号をそれぞれ記入します。

5 ⑫欄は、特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(相続特例措置法施行令第40条の8の3第3項において準用する相続特例措置法施行令第40条の8の2第3項に規定する特別の関係会社をいいます。)であって特例対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係(相続特例措置法施行令第40条の8の3第3項において準用する相続特例措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。)がある法人が保有する会社等(第2条第2項に規定する外国会社(特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)、相続特例措置法施行令第40条の8の3第4項において準用する相続特例措置法施行令第40条の8の2第1項第1号に掲げる法人(特例対象相続非上場株式等に係る会社が資本保有会社等に該当する場合には限りません。))又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 特例対象相続非上場株式等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から譲与により取得した相続特例措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時点において保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)3」参照)	⑤ 価値(④×③(ただし「(注)4」参照))
..	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A 円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、譲渡後に制限のある株式等の数等は含まれません。

2 次の場合⑤欄の金額又は⑥欄の金額の記入に当たっておとりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

1 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式新発等があった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合

2 相続特例措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第10条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合

3 ④欄の金額は、贈与の時点における価額を基礎として計算した金額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予額を相続特例措置法第70条の7の5第2項第3号に規定する特別経費控除承認受諾者(外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。)

4 特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(相続特例措置法施行令第40条の8の3第3項において準用する相続特例措置法施行令第40条の8の2第3項に規定する特別の関係会社をいいます。))であって特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社(相続特例措置法施行令第40条の8の2第3項において準用する相続特例措置法施行令第40条の8の2第3項に規定する関係をいいます。))がある法人(以下「会社等」といいます。))が会社法第2条第2号に規定する外国会社(特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。))、相続特例措置法施行令第40条の8の3第4項において準用する相続特例措置法施行令第40条の8の2第1項第1号に掲げる法人(特例対象相続非上場株式等に係る会社が資本保有会社等に該当する場合には限りません。))又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合は、相続税の納税猶予の特例の計算の基となる特例対象相続非上場株式等の価額は、相続特例措置法第70条の7の5第1項の特例対象相続非上場株式等の相続特例措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時点における特例対象相続非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

5 A欄の金額(⑤欄の金額)を第8の2の2第1「特例株式等納税猶予税額」の計算の①欄に転記します。

なお、第8の2の2第1「付数2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2第1「特例株式等納税猶予税額」の計算の①欄に転記します。

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経費控除承認受諾者が、「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(相続特例措置法第70条の7の5)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(同法第70条の7の4)」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	平成 年 月 日	署	署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。

2 ①欄は、取得の原因を丸で記入してください。

3 ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受ける贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

4 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

第8の2の2表の付表2(平成30年分用)

(新規)

※この項目は記入する必要がありません。

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

被相続人	
特別経営承継人 (相続人4親等以内) (特別経営承継人等)	
特別対象非上場株式等又は特別対象相続非上場株式等に係る会社の名称	

第8の2の2表の付表3(平成30年分以降用)

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得をした(相続特別措置法第70条の7の7の規定により取得をしたものとみなされる場合を含みます。)株式等について非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けようとする場合で、相続特別措置法第70条の7の6第26項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項若しくは第37項又は同法第70条の7の8第14項の規定において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるとき、会社の被害の態様等について、その明細を記入します。

- 1 規定の適用を受ける旨の確認
- 私は、第8の2の2表の付表1の「1 特別対象非上場株式等に係る会社」又は第8の2の2表の付表2の「1 特別対象相続非上場株式等に係る会社」に記載した会社が、下記の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の1)から3)までのいずれかに該当したので、次の規定の適用を受けます(適用を受ける規定の「□」に印を記入します。)
- 相続特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第1号に掲げる特別認定承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。
 - 相続特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第37項の規定の適用を受け、同法第70条の7の6第2項第7号に掲げる特別経営承継人等の要件から、同号への特別認定承継会社の経営を事実上承継するものと認められる要件として、相続特別措置法施行規則第23条の12の3第9項で定める相続の開始の直前において当該会社の役員であったこととする要件を除きます。
 - 相続特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項の規定の適用を受け、同法第2項第2号に掲げる特別認定相続承継会社の要件から、同号の資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、相続特別措置法施行令第40条の8の8第8項に定めるものに該当しないこととする要件を除きます。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ1)から3)までのいずれかの欄について記入してください。

1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により損失をした資産の価額の合計額 (注) 1 損失には、進率の価額によって計算した戻りが困難な債権を含みます。 2 資産には、相続特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特定資産を含みません。	円
④ (③÷②)×100	30%以上で あれば適用可

※ ①に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「円滑化省令」といいます。)第13条の2第4項の附則書(同令第3項の規定により準用される同令第1項第1号に係るものに限ります。)、の写し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書(同令第3項の規定により準用される同令第2項第1号に係るものに限ります。))の写しを添付してください。

2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記1)に該当する場合は除きます。)

① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により損失又は損害をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
④ (③÷②)×100	20%以上で あれば適用可

※ ②に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の附則書(同令第3項の規定により準用される同令第1項第2号に係るものに限ります。))の写し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書(同令第3項の規定により準用される同令第2項第2号に係るものに限ります。))の写しを添付してください。

3) 中小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記1)又は2)に該当する場合は除きます。)

① 中小企業信用保証法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日は、中小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□ 3号該当 □ 4号該当 特定日:平成 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②)×100	70%以下で あれば適用可

※ ③に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の附則書(同令第3項の規定により準用される同令第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。))の写し及び都道府県知事に提出した同令第2項の申請書(同令第3項の規定により準用される同令第2項第5号又は第6号に係るものに限ります。))の写しを添付してください。

(新規)

改正後

改正前

山林納税猶予税額の計算書

被相続人

この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の3表の付表の「2 特別実施対象山林・特例山林の明細」に記載した特別実施対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の6の4第1項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律の施行の日以降は、同法第70条の6の6第1項）に規定する山林についての納税猶予及び免除の適用を受けます。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes items like ① 林業経営相続人の第3表の付表(A+B)欄の金額, ② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額, etc.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に基づく相続税の総額の計算, 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算. Includes a summary row at the bottom.

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の④欄」の金額となります。また、④欄の「第1表の④欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の④欄」の金額となります。

2 山林納税猶予税額の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes items like ① (林業経営相続人の第1表の(⑧+⑩-⑪))の金額, ② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額, etc.

(注) 1 ③欄の真中の「第1表の⑤」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑤」の金額とします。

※税務署管理欄 入力 確認

※の項目は記入する必要はありません

第8の3表 (平成30年8月以降用)

山林納税猶予税額の計算書

被相続人

この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の3表の付表の「2 特別実施対象山林・特例山林の明細」に記載した特別実施対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例の適用を受けます。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes items like ① 林業経営相続人の第3表の付表(A+B)欄の金額, ② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額, etc.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に基づく相続税の総額の計算, 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算. Includes a summary row at the bottom.

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の④欄」の金額となります。また、④欄の「第1表の④欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の④欄」の金額となります。

2 山林納税猶予税額の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes items like ① (林業経営相続人の第1表の(⑧+⑩-⑪))の金額, ② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額, etc.

(注) 1 ③欄の算式中の「第1表の⑤」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑤」の金額とします。

※税務署管理欄 入力 確認

※の項目は記入する必要があります

第8の3表 (平成27年8月以降用)

改正後

山林についての納税猶予の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林の明細書

この明細書は、山林についての納税猶予及び免除の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林について、その明細等を記入します。

1 林業経営相続人に関する事項
① 特例施業対象山林を相続又は遺贈により取得した日（相続開始年月日）
② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）
③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（1年未満切捨て）を経過する日までの期間
④ 「③の期間」と「30年」のうちいずれか短い期間

(注) 平均余命とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。

2 特例施業対象山林・特例山林の明細

この欄は、林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した特例施業対象山林・特例山林の明細を記入します。

Table with columns for 所在地 (所在地), 路網整備を行わない山林等 (路網整備を行わない山林等), 面積 (面積), 特例山林以外の土地の価額 (特例山林以外の土地の価額), 特例山林の土地の価額 (特例山林の土地の価額), 面積 (面積), 樹種 (樹種), ⑩の目から標準伐期等に達する日までの期間 (⑩の目から標準伐期等に達する日までの期間), ⑪の判定 (⑪の判定), 特例山林以外の立木の価額 (特例山林以外の立木の価額), ⑫の判定 (⑫の判定), 特例山林の立木の価額 (特例山林の立木の価額). Includes summary rows A, B, and A+B.

(注) 1 「路網整備を行わない山林等」の欄には、路網整備を行わない山林又は市街化区域内の山林に該当する場合は「×」と記入します。
2 ⑩欄の「標準伐期等」とは、森林法第10条の6第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢をいいます。ただし、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源かん養機能維持増進森林の区域内に存する立木については、標準伐期齢に10年を加えた林齢をいいます。
3 ⑪欄は、「⑩<⑫」の場合には「適」を、それ以外の場合には「否」を○で囲んでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例施業対象山林・特例山林の明細を記載して添付してください。

3 特例施業対象山林の経営に関する事項

この欄は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来し、かつ、その5か月を経過する日がその経営報告基準日の翌年である場合に記入します。

経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額 円

(注) 「経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額」欄は、所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額を記入します。

Table with columns: 経営報告整理欄, 入力, 確認

第8の3表の付表 (平成30年分以降用)

改正前

山林についての納税猶予の特例の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林の明細書

この明細書は、山林についての納税猶予の特例の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林について、その明細等を記入します。

1 林業経営相続人に関する事項
① 特例施業対象山林を相続又は遺贈により取得した日（相続開始年月日）
② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）
③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（1年未満切捨て）を経過する日までの期間
④ 「③の期間」と「30年」のうちいずれか短い期間

(注) 平均余命とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。

2 特例施業対象山林・特例山林の明細

この欄は、林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した特例施業対象山林・特例山林の明細を記入します。

Table with columns for 所在地 (所在地), 路網整備を行わない山林等 (路網整備を行わない山林等), 面積 (面積), 特例山林以外の土地の価額 (特例山林以外の土地の価額), 特例山林の土地の価額 (特例山林の土地の価額), 面積 (面積), 樹種 (樹種), ⑩の目から標準伐期等に達する日までの期間 (⑩の目から標準伐期等に達する日までの期間), ⑪の判定 (⑪の判定), 特例山林以外の立木の価額 (特例山林以外の立木の価額), ⑫の判定 (⑫の判定), 特例山林の立木の価額 (特例山林の立木の価額). Includes summary rows A, B, and A+B.

(注) 1 「路網整備を行わない山林等」の欄には、路網整備を行わない山林又は市街化区域内の山林に該当する場合は「×」と記入します。
2 ⑩欄の「標準伐期等」とは、森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢をいいます。ただし、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源かん養機能維持増進森林の区域内に存する立木については、標準伐期齢に10年を加えた林齢をいいます。
3 ⑪欄は、「⑩<⑫」の場合には「適」を、それ以外の場合には「否」を○で囲んでください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例施業対象山林・特例山林の明細を記載して添付してください。

3 特例施業対象山林の経営に関する事項

この欄は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来し、かつ、その5か月を経過する日がその経営報告基準日の翌年である場合に記入します。

経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額 円

(注) 「経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額」欄は、所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額を記入します。

Table with columns: 経営報告整理欄, 入力, 確認

第8の3表の付表 (平成25年4月分以降用)

※の項目は記入する必要がありません

※の項目は記入する必要がありません

改正後

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

被相続人 医療法人持分相続人等
この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続税の納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。
私は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）
□ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の8第1項（平成30年4月1日以降は同法第70条の7の12第1項））
□ 医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の9第1項（平成30年4月1日以降は同法第70条の7の13第1項））

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算
(1) 「特定価値に基づく課税遺産総額」等の計算
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のAの金額） 円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第1表の③の金額） 円
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第1表の①+②）（又は第3表の②）の金額 円
④ 控除未済債権額（①+②-③）（赤字の場合は0） 円
⑤ 特定価値（①-④）（1,000円未満端切捨て）（赤字の場合は0） 円
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第1表の⑥）（又は第3表の⑥）の金額の合計額 0.000
⑦ 基礎控除額（第2表の①欄の金額） 0.000.000
⑧ 特定価値に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦） 0.000

2 「特定価値に基づく相続税の総額」等の計算
⑨ 特定価値に基づく相続税の総額の計算
法定相続人の氏名 法定相続分 法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑨) 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「計算表」で計算します)
法定相続分の合計 1 相続税の総額(⑨の合計額) 00

(注) 1 ⑨欄の「第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①」の金額となります。また、⑨欄の「第1表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑥」の金額となります。
2 ②及び③欄は、第2表の「法定相続人の氏名」欄及び「⑤」の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算
① (医療法人持分相続人等の第1表の(⑧+⑨-⑩))の金額 円
② 特定価値に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑧×1の⑤/1の(⑤+⑥)) 円
③ 特定価値に基づき相続税の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%) 円
④ (②+③-医療法人持分相続人等の第1表の②)の金額(赤字の場合は0) 円
医療法人持分相続人等の第1表の②の課税価格に基づく算出税額(その医療法人持分相続人等の第1表の②(又は②+①-③)) (赤字の場合は0) (注1参照) 円
⑤ (①+④-⑤)の金額(赤字の場合は0) 円
⑥ (①-⑤)の金額(赤字の場合は0) 円
⑦ 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等(注2参照)

イ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×イの持分の価額/1の④)(100円未満端切捨て) 00
ロ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ロの持分の価額/1の④)(100円未満端切捨て) 00
ハ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ハの持分の価額/1の④)(100円未満端切捨て) 00
⑧ 医療法人持分納税猶予税額等(⑦の金額(100円未満端切捨て)又は⑧の金額の合計額) (注2参照) 00
イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合 医療法人持分納税猶予税額(注3参照)(⑧の金額を転記します) A 00
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合 医療法人持分税額控除額(注3参照)(⑧の金額を転記します) B 00

(注) 1 ⑤欄の算式中の「第1表の③」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、医療法人持分相続人等の「第1表の③」の金額となります。
2 ③欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、③欄の記入は行わず、③欄の金額を③欄に記入します(100円未満端切捨て)。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項（平成30年4月1日以降は同法第70条の7の12第2項）に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が4法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
3 ④欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の選擇(イ又はロ)に応じ、(イ)のときには④欄の金額を、(ロ)のときには④欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した④欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が農地等についての納税猶予及び免除、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例又は山林についての納税猶予及び免除の適用を受ける場合には、第8の4表の④欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認 (黄4-20-9-6-A4続)
第8の4表(平30.7) (黄4-20-9-6-A4続)

第8の4表(平成30年4月以降用)

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

被相続人 医療法人持分相続人等
この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。
私は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。（適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）
□ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）
□ 医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算
(1) 「特定価値に基づく課税遺産総額」等の計算
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のAの金額） 円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第1表の③の金額） 円
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第1表の(①+②)）（又は第3表の②）の金額 円
④ 控除未済債権額（①+②-③）（赤字の場合は0） 円
⑤ 特定価値（①-④）（1,000円未満端切捨て）（赤字の場合は0） 円
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第1表の⑥）（又は第3表の⑥）の金額の合計額 0.000
⑦ 基礎控除額（第2表の①欄の金額） 0.000.000
⑧ 特定価値に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦） 0.000

2 「特定価値に基づく相続税の総額」等の計算
⑨ 特定価値に基づく相続税の総額の計算
法定相続人の氏名 法定相続分 法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑨) 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「計算表」で計算します)
法定相続分の合計 1 相続税の総額(⑨の合計額) 00

(注) 1 ⑨欄の「第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の①」の金額となります。また、⑨欄の「第1表の⑥」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑥」の金額となります。
2 ②及び③欄は、第2表の「法定相続人の氏名」欄及び「⑤」の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算
① (医療法人持分相続人等の第1表の(⑧+⑨-⑩))の金額 円
② 特定価値に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑧×1の⑤/1の(⑤+⑥)) 円
③ 特定価値に基づき相続税の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%) 円
④ (②+③-医療法人持分相続人等の第1表の②)の金額(赤字の場合は0) 円
医療法人持分相続人等の第1表の②の課税価格に基づく算出税額(その医療法人持分相続人等の第1表の②(又は②+①-③)) (赤字の場合は0) (注1参照) 円
⑤ (①+④-⑤)の金額(赤字の場合は0) 円
⑥ (①-⑤)の金額(赤字の場合は0) 円
⑦ 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等(注2参照)

イ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×イの持分の価額/1の④)(100円未満端切捨て) 00
ロ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ロの持分の価額/1の④)(100円未満端切捨て) 00
ハ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ハの持分の価額/1の④)(100円未満端切捨て) 00
⑧ 医療法人持分納税猶予税額等(⑦の金額(100円未満端切捨て)又は⑧の金額の合計額) (注2参照) 00
イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 医療法人持分納税猶予税額(注3参照)(⑧の金額を転記します) A 00
ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合 医療法人持分税額控除額(注3参照)(⑧の金額を転記します) B 00

(注) 1 ⑤欄の算式中の「第1表の③」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、医療法人持分相続人等の「第1表の③」の金額となります。
2 ③欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、③欄の記入は行わず、③欄の金額を③欄に記入します(100円未満端切捨て)。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。
また、特例の適用に係る医療法人が4法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
3 ④欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の選擇(イ又はロ)に応じ、(イ)のときには④欄の金額を、(ロ)のときには④欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した④欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、第8の4表の④欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第1表の「医療法人持分納税猶予税額」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認 (黄4-20-9-6-A4続)
第8の4表(平28.7) (黄4-20-9-6-A4続)

第8の4表(平成26年10月分以降用)

※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。

改正後

改正前

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した持分の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移した場合には、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	医療法人の所轄税務番号	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日	平成 年 月 日			
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限	平成 年 月 日			
④ 医療法人の持分の保有状況（改の内容に該当する場合には、「□」に×印を記入します。）	<input type="checkbox"/> 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。 <input checked="" type="checkbox"/> (注) 上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受けることができます。			

2 医療法人の持分の明細
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

相続又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	A	円
-----------------	--	-------	---	---

(注) 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。この場合、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項
この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細
この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分相続人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

① 相続又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相続人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	B	円		
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相続人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	拠出年月日	平成 年 月 日	持分の価額	C	円

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算
この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の②（又は②のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	円	00
② 基金として拠出した額	E		
③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C－E）			
④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額（C×A/（A+B））			
⑤ 医療法人持分税額控除額（D×③/④） ^(注1) の金額	F	円	

(注) 1 3の①欄の「第8の4表の2の②」の金額は、特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の②のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑤欄のロの(ウ)のB欄に転記します。
 2 医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の②」の金額とあるのは、「第8の4表の3の③」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑤欄のロの(ウ)のB欄に転記します。

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の4表の付表（平30.7） (第4-20-9-10-A4-8-1)

第8の4表の付表（平成30年分以降適用）

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した持分の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移した場合には、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	医療法人の所轄税務番号	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日	平成 年 月 日			
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限	平成 年 月 日			
④ 医療法人の持分の保有状況（改の内容に該当する場合には、「□」に×印を記入します。）	<input type="checkbox"/> 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。 <input checked="" type="checkbox"/> (注) 上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」又は「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受けることができます。			

2 医療法人の持分の明細
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

相続又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	A	円
-----------------	--	-------	---	---

(注) 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。この場合、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項
この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細
この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相続人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

① 相続又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相続人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	B	円		
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相続人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	拠出年月日	平成 年 月 日	持分の価額	C	円

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算
この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の②（又は②のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	円	00
② 基金として拠出した額	E		
③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C－E）			
④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額（C×A/（A+B））			
⑤ 医療法人持分税額控除額（D×③/④） ^(注1) の金額	F	円	

(注) 1 3の①欄の「第8の4表の2の②」の金額は、特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の②のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑤欄のロの(ウ)のB欄に転記します。
 2 医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の②」の金額とあるのは、「第8の4表の3の③」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑤欄のロの(ウ)のB欄に転記します。

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の4表の付表（平27.7） (第4-20-9-10-A4-8-1)

第8の4表の付表（平成26年10月分以降適用）

第8の4表の付表（平30.7）

第8の4表の付表（平27.7）

改正後

納税猶予税額等の調整計算書

Table with columns for '被相続人' and '相続人等'. It contains detailed tax calculation rules and a table for adjustments (1-15) and final tax amounts (イ, ロ).

第8の5表 (平成30年分以降用)

改正前

納税猶予税額等の調整計算書

Table with columns for '被相続人' and '相続人等'. It contains detailed tax calculation rules and a table for adjustments (1-15) and final tax amounts (イ, ロ).

第8の5表 (平成26年10月分以降用)

改 正 後

改 正 前

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

第13表（平成30年4月以降用）

1 債務の明細（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債 務 の 明 細							負担することが確定した債務	
種類	細目	債 務 者			金 額	負担する人の氏名	負担する金額	
		氏名又は名称	住所又は所在地	発生日月 弁済期限				
					円		円	
合 計								

2 葬式費用の明細（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬 式 費 用 の 明 細					負担することが確定した葬式費用	
支 払 先			支払年月日	金 額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地					
				円		円
合 計						

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	
債 務	負担することが確定した債務	①	円
	負担することが確定していない債務	②	
	計 (①+②)	③	
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④	
	負担することが確定していない葬式費用	⑤	
	計 (④+⑤)	⑥	
合 計 (③+⑥)		⑦	

(注) 1 各人の①欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、④及び⑦欄の金額を第15表の②、④及び⑨欄にそれぞれ転記します。

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

第13表（平成21年4月以降用）

1 債務の明細（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債 務 の 明 細							負担することが確定した債務	
種類	細目	債 務 者			金 額	負担する人の氏名	負担する金額	
		氏名又は名称	住所又は所在地	発生日月 弁済期限				
					円		円	
合 計								

2 葬式費用の明細（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬 式 費 用 の 明 細					負担することが確定した葬式費用	
支 払 先			支払年月日	金 額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地					
				円		円
合 計						

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	
債 務	負担することが確定した債務	①	円
	負担することが確定していない債務	②	
	計 (①+②)	③	
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④	
	負担することが確定していない葬式費用	⑤	
	計 (④+⑤)	⑥	
合 計 (③+⑥)		⑦	

(注) 1 各人の①欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、④及び⑦欄の金額を第15表の②、④及び⑨欄にそれぞれ転記します。

改正後

改正前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書

Table 1: 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書. Includes recipient name, date, and value columns.

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

Table 2: 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細. Includes recipient name, date, and value columns.

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

Table 3: 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細. Includes recipient name, date, and value columns.

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書

Table 1: 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書. Includes recipient name, date, and value columns.

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

Table 2: 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細. Includes recipient name, date, and value columns.

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

Table 3: 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細. Includes recipient name, date, and value columns.

第14表(平成30年分以降用)

第14表(平成27年分以降用)

改正後

改正前

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3537

(単位は円)

種類	細目	番号	被相続人		各人の合計		(氏名)
			被相続人				
※	整理番号						
土地(土地の上存する権利を含みます。)	田	①					
	畑	②					
	宅地	③					
	山林	④					
	その他の土地	⑤					
	計	⑥					
	⑦のうち特別農地等	⑦					
	通常価額	⑧					
	農業投資価額による価額	⑨					
家屋、構築物		⑩					
機械、器具、農具、その他の減価償却資産		⑪					
商品、製品、半製品、原材料、農産物等		⑫					
売掛金		⑬					
その他の財産		⑭					
	計	⑮					
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯					
	配当還元方式によつたもの	⑰					
	その他の方式によつたもの	⑱					
	⑳及び㉑以外の株式及び出資	㉒					
公債及び社債		㉓					
証券投資信託、貸付信託の受益証券		㉔					
	計	㉕					
現金、預貯金等		㉖					
家庭用財産		㉗					
生命保険金等		㉘					
退職手当金等		㉙					
その他の財産		㉚					
	立木	㉛					
	その他	㉜					
	計	㉝					
合	計	㉞					
	(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	㉟					
相続時精算課税適用財産の価額		㊱					
不動産等の価額		㊲					
(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		㊳					
①のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊴					
②のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊵					
③のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊶					
④のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊷					
債務		㊸					
葬式費用		㊹					
合計(㊱+㊹)		㊺					
差引純資産価額(㊱+㊹-㊺)		㊻					
(赤字のときは0)		㊼					
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊽					
課税価額(㊼+㊽)		㊾					
(1,000円未満切捨て)		㊿					
※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	グループ番号		

第15表 (平成30.7) (資4-20-16-1-A4統一)

FD3535

(単位は円)

種類	細目	番号	被相続人		各人の合計		(氏名)
			被相続人				
※	整理番号						
土地(土地の上存する権利を含みます。)	田	①					
	畑	②					
	宅地	③					
	山林	④					
	その他の土地	⑤					
	計	⑥					
	⑦のうち特別農地等	⑦					
	通常価額	⑧					
	農業投資価額による価額	⑨					
家屋、構築物		⑩					
機械、器具、農具、その他の減価償却資産		⑪					
商品、製品、半製品、原材料、農産物等		⑫					
売掛金		⑬					
その他の財産		⑭					
	計	⑮					
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯					
	配当還元方式によつたもの	⑰					
	その他の方式によつたもの	⑱					
	⑳及び㉑以外の株式及び出資	㉒					
公債及び社債		㉓					
証券投資信託、貸付信託の受益証券		㉔					
	計	㉕					
現金、預貯金等		㉖					
家庭用財産		㉗					
生命保険金等		㉘					
退職手当金等		㉙					
その他の財産		㉚					
	立木	㉛					
	その他	㉜					
	計	㉝					
合	計	㉞					
	(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	㉟					
相続時精算課税適用財産の価額		㊱					
不動産等の価額		㊲					
(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		㊳					
①のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊴					
②のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊵					
③のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊶					
④のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㊷					
債務		㊸					
葬式費用		㊹					
合計(㊱+㊹)		㊺					
差引純資産価額(㊱+㊹-㊺)		㊻					
(赤字のときは0)		㊼					
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊽					
課税価額(㊼+㊽)		㊾					
(1,000円未満切捨て)		㊿					
※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	グループ番号		

第15表 (平成27.7) (資4-20-16-1-A4統一)

第15表 (平成30年分以降用)

第15表 (平成26年分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

改正後

改正前

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

相続財産の種類別価額表		被相続人	
(単位は円)		各人の合計	
種別	細目	被相続人	(氏名)
土地(土地の上に存する権利を含む。)	※ 整理番号		
	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち通常価額	⑦	
	⑥のうち特別農地等農業投資価格による価額	⑧	
	家屋、構築物	⑨	
事業(農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
	特定同族会社株式及び出資	⑮	
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	
	公債及び社債	⑱	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲	
	計	⑳	
現金、預貯金等	㉑		
家庭用財産	㉒		
その他の財産	生命保険金等	㉓	
	退職手当金等	㉔	
	立木	㉕	
	その他	㉖	
	計	㉗	
	⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭	㉘	
	相続時精算課税適用財産の価額	㉙	
	不動産等の価額	㉚	
	⑥のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉛	
	⑩のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜	
⑪のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉝		
⑫のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉞		
債権	㉟		
債務	㊱		
等合計(㉘+㉙)	㊲		
差引純資産価額(㊲+㉚-㉟)	㊳		
(赤字のときは0)			
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊴		
課税価額(㊳+㊴)	㊵		
(1,000円未満切捨て)		000	

相続財産の種類別価額表		被相続人	
(単位は円)		各人の合計	
種別	細目	被相続人	(氏名)
土地(土地の上に存する権利を含む。)	※ 整理番号		
	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち通常価額	⑦	
	⑥のうち特別農地等農業投資価格による価額	⑧	
	家屋、構築物	⑨	
事業(農業)	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
	特定同族会社株式及び出資	⑮	
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	
	公債及び社債	⑱	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲	
	計	⑳	
現金、預貯金等	㉑		
家庭用財産	㉒		
その他の財産	生命保険金等	㉓	
	退職手当金等	㉔	
	立木	㉕	
	その他	㉖	
	計	㉗	
	⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭	㉘	
	相続時精算課税適用財産の価額	㉙	
	不動産等の価額	㉚	
	⑥のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉛	
	⑩のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜	
⑪のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉝		
⑫のうち特別株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉞		
債権	㉟		
債務	㊱		
等合計(㉘+㉙)	㊲		
差引純資産価額(㊲+㉚-㉟)	㊳		
(赤字のときは0)			
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊴		
課税価額(㊳+㊴)	㊵		
(1,000円未満切捨て)		000	

第15表(平成30年分以降)

第15表(平成26年分以降)

改正後

改正前

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

種類		目	番号	被相続人	
				(氏名)	(氏名)
* 土地(土地の上に存する権利を含みます。)	整理番号				
	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち特別農地等	⑦			
	通常価額	⑧			
	農業投資価格による価額	⑨			
家屋、構築物	家屋、構築物	⑩			
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑪			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫			
	売掛金	⑬			
	その他の財産	⑭			
	計	⑮			
	特定同族会社の株式及び出資	⑯			
	配当還元方式によつたもの	⑰			
	その他の方式によつたもの	⑱			
	⑲及び⑲以外の株式及び出資	⑲			
証券	公債及び社債	⑳			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑			
	計	㉒			
	現金、預貯金等	㉓			
	家庭用財産	㉔			
	生命保険金等	㉕			
	退職手当金等	㉖			
	立木	㉗			
	その他	㉘			
	計	㉙			
合	計	㉚			
(①+②+③+④+⑤+⑥)					
相続時精算課税適用財産の価額	㉛				
不動産等の価額	㉜				
(①+②+③+④+⑤)					
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉝				
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉞				
⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㉟				
⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㊱				
負債	㊲				
債務	㊳				
葬式費用	㊴				
等	計	㊵			
(㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴)					
差引純資産価額(㊵+㊶-㊷)	㊶				
(赤字のときは0)					
純資産価額に計算される累年課税分の贈与財産価額	㊷				
課税価格(㊸+㊹)	㊸				
(1,000円未満を切り捨て)					000

種類		目	番号	被相続人	
				(氏名)	(氏名)
* 土地(土地の上に存する権利を含みます。)	整理番号				
	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑥のうち特別農地等	⑦			
	通常価額	⑧			
	農業投資価格による価額	⑨			
家屋、構築物	家屋、構築物	⑩			
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑪			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫			
	売掛金	⑬			
	その他の財産	⑭			
	計	⑮			
	特定同族会社の株式及び出資	⑯			
	配当還元方式によつたもの	⑰			
	その他の方式によつたもの	⑱			
	⑲及び⑲以外の株式及び出資	⑲			
証券	公債及び社債	⑳			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑			
	計	㉒			
	現金、預貯金等	㉓			
	家庭用財産	㉔			
	生命保険金等	㉕			
	退職手当金等	㉖			
	立木	㉗			
	その他	㉘			
	計	㉙			
合	計	㉚			
(①+②+③+④+⑤+⑥)					
相続時精算課税適用財産の価額	㉛				
不動産等の価額	㉜				
(①+②+③+④+⑤)					
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉝				
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉞				
⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㉟				
⑥のうち特別株式等納税額対象の株式等の価額	㊱				
負債	㊲				
債務	㊳				
葬式費用	㊴				
等	計	㊵			
(㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴)					
差引純資産価額(㊵+㊶-㊷)	㊶				
(赤字のときは0)					
純資産価額に計算される累年課税分の贈与財産価額	㊷				
課税価格(㊸+㊹)	㊸				
(1,000円未満を切り捨て)					000

〇の申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

〇の申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

※の項目は記入する必要がありません。

第15表(続) (平成30年分以降用)

第15表(続) (平成26年分以降用)

改正後

改正前

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人	
種類	目	番号	(氏名)
土地 土地の上存する権利を含まず	※ 整理番号		
	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑦のうち特別 農地等	⑦	
	通常価額 農業投資価格 による価額	⑧	
	家屋、構築物	⑨	
事業 農業 用財産	機械、器具、農具、 その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
	特定戻款 方式によるもの 株式の株式 及び出資 ⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑮	
	証券 公債及び社債 証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑰	
	計	⑱	
	現金、預貯金等	⑲	
	家庭用財産	⑳	
その他の 財産	生命保険金等	㉑	
	退職手当金等	㉒	
	立木	㉓	
	その他	㉔	
	計	㉕	
	合	㉖	
	相続時精算課税適用財産の価額 (㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	㉗	
	不動産等の価額 (㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	㉘	
	㉗のうち株式等納税対象 の株式等の価額の80%の額	㉙	
	㉗のうち株式等納税対象 の株式等の価額の80%の額 のうち特別株式等納税対象 の株式等の価額	㉚	
㉗のうち特別株式等納税対象 の株式等の価額	㉛		
債務	㉜		
債務式費用	㉝		
等合計(㉖+㉝)	㉞		
差引純資産価額(㉞+㉟-㊱) (赤字のときは0)	㉟		
純資産価額に算入される 将来課税分の贈与財産価額	㊱		
課税価格(㉟+㊱) (1,000円未満切捨て)	㊲	000	

第15表(続)控(平30.7)

(資4-20-16-4-A4続-3)

第15表(続) (平成30年分以降用)

(単位は円)		被相続人	
種類	目	番号	(氏名)
土地 土地の上存する権利を含まず	※ 整理番号		
	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑦のうち特別 農地等	⑦	
	通常価額 農業投資価格 による価額	⑧	
	家屋、構築物	⑨	
事業 農業 用財産	機械、器具、農具、 その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
	特定戻款 方式によるもの 株式の株式 及び出資 ⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑮	
	証券 公債及び社債 証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑰	
	計	⑱	
	現金、預貯金等	⑲	
	家庭用財産	⑳	
その他の 財産	生命保険金等	㉑	
	退職手当金等	㉒	
	立木	㉓	
	その他	㉔	
	計	㉕	
	合	㉖	
	相続時精算課税適用財産の価額 (㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	㉗	
	不動産等の価額 (㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	㉘	
	㉗のうち株式等納税対象 の株式等の価額の80%の額	㉙	
	㉗のうち株式等納税対象 の株式等の価額の80%の額 のうち特別株式等納税対象 の株式等の価額	㉚	
㉗のうち特別株式等納税対象 の株式等の価額	㉛		
債務	㉜		
債務式費用	㉝		
等合計(㉖+㉝)	㉞		
差引純資産価額(㉞+㉟-㊱) (赤字のときは0)	㉟		
純資産価額に算入される 将来課税分の贈与財産価額	㊱		
課税価格(㉟+㊱) (1,000円未満切捨て)	㊲	000	

第15表(続)控(平27.7)

(資4-20-16-4-A4続-1)

第15表(続) (平成26年分以降用)

改正後

改正前

税務署
受付印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

____年____月____日提出

〒 _____
住所 (居所) _____

税務署長 _____

申請者 氏名 _____
(電話番号 _____)

遺産の分割後、
 ・配偶者に対する相続税額の軽減 (相続税法第19条の2第1項)
 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (相続税特別措置法第69条の4第1項)
 ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 (相続税特別措置法第69条の5第1項)
 ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第13号) による改正前の相続税特別措置法第69条の5第1項)

の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、
 ・相続税法施行令第4条の2第2項
 ・相続税特別措置法施行令第40条の2第19項又は第21項
 ・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
 ・相続税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (平成21年政令第108号) による改正前の相続税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

※欄は記入しないでください。

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
※ 年 月 日		

(資4-22-1-A4統一) (平30.6)

税務署
受付印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

____年____月____日提出

〒 _____
住所 (居所) _____

税務署長 _____

申請者 氏名 _____
(電話番号 _____)

遺産の分割後、
 ・配偶者に対する相続税額の軽減 (相続税法第19条の2第1項)
 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (相続税特別措置法第69条の4第1項)
 ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 (相続税特別措置法第69条の5第1項)
 ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第13号) による改正前の相続税特別措置法第69条の5第1項)

の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、
 ・相続税法施行令第4条の2第2項
 ・相続税特別措置法施行令第40条の2第16項又は第18項
 ・相続税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
 ・相続税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (平成21年政令第108号) による改正前の相続税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

※欄は記入しないでください。

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
※ 年 月 日		

(資4-22-1-A4統一) (平28.6)

改正後

(裏)

記載方法等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「 税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき〔 〕内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3 「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正前

(裏)

記載方法等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「 税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき〔 〕内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3 「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正後

改正前

相続税の修正申告書

税務署長 年 月 日 提出 相続開始年月日 年 月 日

○フタガシは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人	
氏名		氏名	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	
生年月日		生年月日	
住所		住所	
取得原因		取得原因	
※整理番号		※整理番号	

区分	修正前の課税額		修正申告額		修正する額	
	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額	①					
相続税計算に適用される財産の価額	②					
債務及び葬式費用の金額	③					
純資産価額(D12-①-②)	④					
課税価格(④+⑤)	⑤					
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑥					
相続税の総額	⑦					
一般の場合	⑧					
税控除	⑨					
計	⑩					

第1表(平成20年分以降適用) ①～⑩の欄には、第2表の①～⑩の欄の数値及び⑪の金額を記入します。

相続税の修正申告書

税務署長 年 月 日 提出 相続開始年月日 年 月 日

○フタガシは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人	
氏名		氏名	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	
生年月日		生年月日	
住所		住所	
取得原因		取得原因	
※整理番号		※整理番号	

区分	修正前の課税額		修正申告額		修正する額	
	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額	①					
相続税計算に適用される財産の価額	②					
債務及び葬式費用の金額	③					
純資産価額(D12-①-②)	④					
課税価格(④+⑤)	⑤					
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑥					
相続税の総額	⑦					
一般の場合	⑧					
税控除	⑨					
計	⑩					

第1表(平成20年分以降適用) ①～⑩の欄には、第2表の①～⑩の欄の数値及び⑪の金額を記入します。

平成20年分以降適用の修正申告書は黒ボールペンで記入してください。

平成20年分以降適用の修正申告書は黒ボールペンで記入してください。

第1表(平成20年分以降適用) ①～⑩の欄には、第2表の①～⑩の欄の数値及び⑪の金額を記入します。

第1表(平成20年分以降適用) ①～⑩の欄には、第2表の①～⑩の欄の数値及び⑪の金額を記入します。

改正後

相続税の修正申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人		
氏名	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
個人番号又は法人番号							
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※整理番号							
区分	①修正前の課税額	②修正申告額	③修正する額(②-①)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	
取得財産の価額(第11表①)	円	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)							
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)							
純資産価額(①-②-③)(赤字のときは0)							
課税資産額に課税される課税対象分の課税資産額(第13表⑧)							
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	/						
相続税の総額	円	円	円	円	円	円	
一般の場合(⑦の場合を除く)	円	円	円	円	円	円	
配偶者控除額							
基礎控除額							
相続税額(⑦-⑧-⑨)	円	円	円	円	円	円	
税控除							
配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)							
未成年者控除額(第6表1①、②又は③)							
障害者控除額(第6表2①、②又は③)							
相次相続控除額(第7表①又は②)							
外国税額控除額(第8表1①)							
計							
課税価格(④+⑤)又は(④+⑤-⑩)(赤字のときは0)	00	00	00	00	00	00	
基礎控除額(第8の4表2B)							
小計(⑪-⑫)(赤字のときは10円未満切捨て)							
課税価格等納税額(第8の4表2C)	00	00	00	00	00	00	
株式等納税額(第8の2表2A)	00	00	00	00	00	00	
特別株式等納税額(第8の2表2A)	00	00	00	00	00	00	
山林新税額(第8の3表2B)	00	00	00	00	00	00	
配偶者等納税額(第8の4表2A)	00	00	00	00	00	00	
申告非申告原額までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮)	△	△	△	△	△	△	

※修正第1表(続)(平成30年分以降適用)

改正前

相続税の修正申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人		
氏名	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
個人番号又は法人番号							
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	〒 (- -) (- -)	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※整理番号							
区分	①修正前の課税額	②修正申告額	③修正する額(②-①)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	
取得財産の価額(第11表①)	円	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)							
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)							
純資産価額(①-②-③)(赤字のときは0)							
課税資産額に課税される課税対象分の課税資産額(第13表⑧)							
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	円	円	円	円	円	円	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	/						
相続税の総額	円	円	円	円	円	円	
一般の場合(⑦の場合を除く)	円	円	円	円	円	円	
配偶者控除額							
基礎控除額							
相続税額(⑦-⑧-⑨)	円	円	円	円	円	円	
税控除							
配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)							
未成年者控除額(第6表1①、②又は③)							
障害者控除額(第6表2①、②又は③)							
相次相続控除額(第7表①又は②)							
外国税額控除額(第8表1①)							
計							
課税価格(④+⑤)又は(④+⑤-⑩)(赤字のときは0)	00	00	00	00	00	00	
基礎控除額(第8の4表2B)							
小計(⑪-⑫)(赤字のときは10円未満切捨て)							
課税価格等納税額(第8の4表2C)	00	00	00	00	00	00	
株式等納税額(第8の2表2A)	00	00	00	00	00	00	
特別株式等納税額(第8の2表2A)	00	00	00	00	00	00	
山林新税額(第8の3表2B)	00	00	00	00	00	00	
配偶者等納税額(第8の4表2A)	00	00	00	00	00	00	
申告非申告原額までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮)	△	△	△	△	△	△	

※修正第1表(続)(平成29年分)

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成30年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額 (第3表)

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
区分		①修正前の課税額	②修正申告額	③修正する額(②-①)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
課税価格の計算	取得財産の価額(第12表⑤)	①					
	その他の人の債権(第12表⑥)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③					
	純資産価額(①-②)又は(③-②)(赤字のときは0)	④					
	純資産価額に計算される贈与税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	A	A				
相続税の総額(第2表①)	⑦						
各人の算出税額(⑦×各人の⑧)	⑧	1.00	1.00				
農業相続人の納税の基礎となる税額(第12表③)	⑩						
各人の算出税額(⑩+⑪)	⑪						

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税の基礎となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (第8表2) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名	(各人の合計)						
区分		①修正前の課税額	②修正申告額	③修正する額(②-①)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
納税猶予の基礎となる税額(上の表の各農業相続人の⑩の金額)	①						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1①×上の表の各農業相続人の⑩の金額)	②						
税額控除額の計算(上の表の③の各農業相続人の算出税額)	③						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1①×上の表の④の金額)	④						
税額控除額(③-④)の金額(赤字のときは0)	⑤						
農地等納税猶予税額(①+②-⑤)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑥	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑥」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例を受ける場合は、修正申告書第8表の⑤欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑥」欄に転記します。
2 ⑥欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑤」の金額が⑥欄の⑥欄の金額を超える場合には、⑥欄の⑥欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑥欄の⑥欄の金額は、⑥欄の⑥欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2(平30.7)

(資4-24-3-A4統一)

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成27年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額 (第3表)

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
区分		①修正前の課税額	②修正申告額	③修正する額(②-①)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
課税価格の計算	取得財産の価額(第12表⑤)	①					
	その他の人の債権(第12表⑥)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③					
	純資産価額(①-②)又は(③-②)(赤字のときは0)	④					
	純資産価額に計算される贈与税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	A	A				
相続税の総額(第2表①)	⑦						
各人の算出税額(⑦×各人の⑧)	⑧	1.00	1.00				
農業相続人の納税の基礎となる税額(第12表③)	⑩						
各人の算出税額(⑩+⑪)	⑪						

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税の基礎となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (第8表2) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名	(各人の合計)						
区分		①修正前の課税額	②修正申告額	③修正する額(②-①)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
納税猶予の基礎となる税額(上の表の各農業相続人の⑩の金額)	①						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1①×上の表の各農業相続人の⑩の金額)	②						
税額控除額の計算(上の表の③の各農業相続人の算出税額)	③						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1①×上の表の④の金額)	④						
税額控除額(③-④)の金額(赤字のときは0)	⑤						
農地等納税猶予税額(①+②-⑤)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑥	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑥」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の特例を受ける場合は、修正申告書第8表の⑤欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑥」欄に転記します。
2 ⑥欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑤」の金額が⑥欄の⑥欄の金額を超える場合には、⑥欄の⑥欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑥欄の⑥欄の金額は、⑥欄の⑥欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2(平27.7)

(資4-24-3-A4統一)

改正後

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

財産を取得した人の氏名		被相続人				
区分	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
取得財産の価額	①					
その他の人の債権及び葬式費用の金額	②					
納税準備額	③					
課税価格	④					
課税価格に加算される標準税率分の贈与財産価額	⑤					
課税価格(④+⑤)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000
相続税の総額	⑦					
各人の算出税額	⑧					
各人の算出税額	⑨					
各人の算出税額	⑩					
各人の算出税額	⑪					
各人の算出税額	⑫					
各人の算出税額	⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続)) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名		被相続人				
区分	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
納税猶予の基となる税額	①					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②					
税額控除額の計除1割の金額	③					
上の表の③の各農業相続人の算出税額	④					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	⑤					
③-(④+⑤)の金額	⑥					
農地等納税猶予税額	⑦	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の5表の③欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑦」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑦欄の⑦欄の金額は、⑦欄の⑦欄の金額を超えることができます。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

財産を取得した人の氏名		被相続人				
区分	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
取得財産の価額	①					
その他の人の債権及び葬式費用の金額	②					
納税準備額	③					
課税価格	④					
課税価格に加算される標準税率分の贈与財産価額	⑤					
課税価格(④+⑤)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000
相続税の総額	⑦					
各人の算出税額	⑧					
各人の算出税額	⑨					
各人の算出税額	⑩					
各人の算出税額	⑪					
各人の算出税額	⑫					
各人の算出税額	⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続)) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名		被相続人				
区分	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
納税猶予の基となる税額	①					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②					
税額控除額の計除1割の金額	③					
上の表の③の各農業相続人の算出税額	④					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	⑤					
③-(④+⑤)の金額	⑥					
農地等納税猶予税額	⑦	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の5表の③欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑦」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑦欄の⑦欄の金額は、⑦欄の⑦欄の金額を超えることができます。

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成27年分以降用)

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書

被相続人
特例経営承継人 (特例経営承継相続人等・ 特例経営相続承継受贈者)

この計算書は、相続税の修正申告において、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するための計算書です。
【注】 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表（修正申告書））において「特例経営承継人」と表記しています。

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	修正前の課税額	修正額	修正する額(①-②)
① 特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額	円	円	円
② 特例経営承継人に係る債務及び経費費用の金額（修正申告書第1表のその他の金額）			
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（特例経営承継人の修正申告書第1表の(①+②)（又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額）			
④ 控除未済債務額（①-②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の特例経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑦ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤-⑥-⑦）	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑩法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑩)	⑪相続税の総額(⑩の合計額)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1		00

(注) 1 ⑩欄の「修正申告書第1表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑩欄」の金額となります。また、⑩欄の「修正申告書第1表の⑩欄」の金額は、相続又は遺贈により取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑩欄」の金額となります。
2 ⑩及び⑪欄は第2表の「⑩法定相続人」の「氏名」欄及び「⑩法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区 分	修正前の課税額	修正額	修正する額(①-②)
① (特例経営承継人の修正申告書第1表の(⑧+⑨-⑩))の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額(1の⑧×1の⑩/1の(⑧+⑩))			
③ 特定価額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a ②+③-特例経営承継人の修正申告書第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)			
b 特例経営承継人の修正申告書第1表の⑬欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の⑬(又は⑭+⑮-⑯)) (赤字の場合は0)			
④ (①+a-b)の金額(赤字の場合は0)			
⑤ (a-④)の金額(赤字の場合は0)			

⑥ 特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額(注4参照)

イ(会社名)	に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×イの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00
ロ(会社名)	に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ロの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00
ハ(会社名)	に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ハの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00	00

⑦ 特例株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ) (注4参照) A A A 00

(注) 1 b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑤欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「a-④」の金額が⑤欄の⑩欄の金額を超える場合には、⑤欄の⑩欄の金額にとどめます（⑩及び⑪欄の⑩欄も同様です）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等（期間内申告において第8の2の2表の付表1の「2. 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式会社等に限ります。）の評價額又は税額の計算額があり、その額だけ修正するものであるときは、⑤欄の⑩欄の金額は、⑤欄の⑩欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑤欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、「イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2. 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2. 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第1表の「特例株式等納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例経営承継人が「農地等についての納税猶予及び免除」の特例を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の①欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第1表の「特例株式等納税猶予税額⑦」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

※の項目は記入する必要がありません。

(新規)

第8の2の2表(修正申告書)(平成30年分以降用)

改正後

山林納税猶予税額の計算書

山林納税猶予税額の計算書 (改正後) Form with sections for calculation of tax relief, including tables for '特定価額に基づく課税資産総額' and '特定価額に基づく相続税の総額'.

第8の3表 (修正申告用) (平成30年分以降用)

※税務署整理欄 入力 確認

改正前

山林納税猶予税額の計算書

山林納税猶予税額の計算書 (改正前) Form with sections for calculation of tax relief, including tables for '特定価額に基づく課税資産総額' and '特定価額に基づく相続税の総額'.

第8の3表 (修正申告用) (平成27年分以降用)

※この項目は記入する必要がありません。

改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相給人等」と表記しています。）が、相給税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相給税の総額の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include medical法人持分相給人等の医療法人の持分の価額, 医療法人持分相給人等に係る債務及び葬式費用の金額, 医療法人持分相給人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額, 控除未済債務, 特定価額, 医療法人持分相給人等以外の相続人等の修正申告書第1表の金額, 基礎控除額, 特定価額に基づく課税遺産総額.

2 「特定価額に基づく相給税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に応ずる取得金額, 相給税の総額の基礎となる税額. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ①欄の「修正申告書第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相給人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。また、②欄の「修正申告書第1表の②」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人の中に租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include medical法人持分相給人等の修正申告書第1表の金額, 特定価額に基づく医療法人持分相給人等の算出税額, 特定価額に基づき相給税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ②+③-医療法人持分相給人等の修正申告書第1表の②の金額, 医療法人持分相給人等以外の相続人等の修正申告書第1表の金額, ①+④-②の金額, ④-②の金額, 特例の適用に係る医療法人が2人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等.

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include medical法人の持分についての納税猶予及び免除の適用を受けられる場合, 「医療法人の持分」についての税額控除の適用を受ける場合.

(注) 1 ①欄の算式中的「修正申告書第1表の②」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人の中に租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相給人等の「修正申告書第1表の②」の金額となります。

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相給人等」と表記しています。）が、相給税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相給税の総額の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include medical法人持分相給人等の医療法人の持分の価額, 医療法人持分相給人等に係る債務及び葬式費用の金額, 医療法人持分相給人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額, 控除未済債務, 特定価額, 医療法人持分相給人等以外の相続人等の修正申告書第1表の金額, 基礎控除額, 特定価額に基づく課税遺産総額.

2 「特定価額に基づく相給税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に応ずる取得金額, 相給税の総額の基礎となる税額. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ①欄の「修正申告書第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相給人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。また、②欄の「修正申告書第1表の②」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人の中に租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include medical法人持分相給人等の修正申告書第1表の金額, 特定価額に基づく医療法人持分相給人等の算出税額, 特定価額に基づき相給税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ②+③-医療法人持分相給人等の修正申告書第1表の②の金額, 医療法人持分相給人等の修正申告書第1表の②の課税価格に基づく算出税額, ①+④-②の金額, ④-②の金額, 特例の適用に係る医療法人が2人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等.

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include medical法人の持分についての納税猶予及び免除の特例の適用を受けられる場合, 「医療法人の持分」についての税額控除の適用を受ける場合.

(注) 1 ①欄の算式中的「修正申告書第1表の②」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人の中に租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相給人等の「修正申告書第1表の②」の金額となります。

第8の4表 修正申告用 (平成30年分以降用)

第8の4表 修正申告用 (平成26年10月分以降用)

※この欄は記載する必要がありません

※この欄は記載する必要がありません

改正後

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

1 調整前納予税額等の明細

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 調整前農地等納予税額, 調整前株式等納予税額, 調整前特例株式等納予税額, 調整前山林納予税額, 調整前持分納予税額, 調整前納予税額等.

2 各納税猶予税額等の調整

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 調整後の農地等納税額, 調整後の株式等納税額, 調整後の特例株式等納税額, 調整後の山林納税額, 調整後の医療法人持分納税額.

3 納税猶予税額等

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 農地等納税額, 株式等納税額, 特例株式等納税額, 山林納税額, 医療法人持分納税額.

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 医療法人の持分についての特例の適用を受ける場合, 持分の全てを放棄したとき, 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき.

(注) 1 ①、②、③、④及び⑤欄の各欄の「修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。

修正第8の5表(平30.7) (第4-24-9-A-4様式)

改正前

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

1 調整前納予税額等の明細

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 調整前農地等納予税額, 調整前株式等納予税額, 調整前山林納予税額, 調整前持分納予税額, 調整前納予税額等.

2 各納税猶予税額等の調整

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 調整後の農地等納税額, 調整後の株式等納税額, 調整後の山林納税額, 調整後の医療法人持分納税額.

3 納税猶予税額等

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 農地等納税額, 株式等納税額, 山林納税額, 医療法人持分納税額.

Table with 5 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①), 円. Rows include 医療法人の持分についての特例の適用を受ける場合, 持分の全てを放棄したとき, 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき.

(注) 1 ①、②、③及び④欄の各欄の「修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。

修正第8の5表(平27.7) (第4-24-9-A-4様式)

第8の5表(修正申告用)(平成30年7月1日以降)

第8の5表(修正申告用)(平成26年10月1日以降)

改正後

相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

種類	細目	番号	各人の合計		氏名		被相続人	
			円	円	円	円	円	円
土地	田	①						
	畑	②						
	宅地	③						
	山林	④						
	その他の土地	⑤						
	計	⑥						
⑥のうち特別償地等	通常価額	⑦						
	農業投資価額による価額	⑧						
家屋、構築物	⑨							
事業(農業)	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩						
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪						
	売掛金	⑫						
	その他の財産	⑬						
	計	⑭						
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮						
	配当還元方式によるもの	⑯						
債権	債権及び債権以外の株式及び出資	⑰						
	公債及び社債	⑱						
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲						
	計	⑳						
現金、預貯金等	㉑							
家庭用財産	㉒							
生命保険金等	㉓							
退職手当金等	㉔							
立木	㉕							
その他	㉖							
	計	㉗						
合	(①+②+③+④+⑤)計	㉘						
相続時精算課税適用財産の価額	㉙							
不動産等の価額	(①+②+③+④+⑤)	㉚						
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉛							
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉜							
⑥のうち特別償地等納税額対象の株式等の価額	㉝							
⑥のうち特別償地等納税額対象の株式等の価額	㉞							
借債	㉟							
葬式費用	㊱							
合計	(㉙+㊱)	㊲						
差引純資産価額(㊲+㉟)	(赤字のときは0)	㊳						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊴							
課税価額(㊳+㊴)	(1,000円未満切捨て)	㊵	,000	,000	,000	,000	,000	,000

様式第15表(平30.7)

(資4-20-16-A 4続-)

第15表(修正申告用)(平成30年分以降用)

改正前

相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

種類	細目	番号	各人の合計		氏名		被相続人	
			円	円	円	円	円	円
土地	田	①						
	畑	②						
	宅地	③						
	山林	④						
	その他の土地	⑤						
	計	⑥						
⑥のうち特別償地等	通常価額	⑦						
	農業投資価額による価額	⑧						
家屋、構築物	⑨							
事業(農業)	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩						
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪						
	売掛金	⑫						
	その他の財産	⑬						
	計	⑭						
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮						
	配当還元方式によるもの	⑯						
債権	債権及び債権以外の株式及び出資	⑰						
	公債及び社債	⑱						
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲						
	計	⑳						
現金、預貯金等	㉑							
家庭用財産	㉒							
生命保険金等	㉓							
退職手当金等	㉔							
立木	㉕							
その他	㉖							
	計	㉗						
合	(①+②+③+④+⑤)計	㉘						
相続時精算課税適用財産の価額	㉙							
不動産等の価額	(①+②+③+④+⑤)	㉚						
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉛							
⑥のうち株式等納税額対象の株式等の価額の80%の額	㉜							
⑥のうち特別償地等納税額対象の株式等の価額	㉝							
借債	㉟							
葬式費用	㊱							
合計	(㉙+㊱)	㊲						
差引純資産価額(㊲+㉟)	(赤字のときは0)	㊳						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊴							
課税価額(㊳+㊴)	(1,000円未満切捨て)	㊵	,000	,000	,000	,000	,000	,000

修正第15表(平27.7)

(資4-20-16-A 4続-)

第15表(修正申告用)(平成26年分以降用)

改正後

改正前

(通知用)

(通知用)

相続税の更正通知書(付表4)

相続税の更正通知書(付表4)

〔 租税特別措置法第70条の7の12(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の13(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

〔 租税特別措置法第70条の7の8(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の9(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

区 分		当 初 課 税 額 () 額	更 正 額
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額		
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦	基礎控除額		
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥-⑦)		
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(更正額)			
⑨ 特定価額に基づく相続税の総額の計算			
法定相続人の氏名	法定相続分	⑩ 法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑩) (1,000円未満切捨て)	⑪ 相続税の総額の基礎となる税額
/	/	,000	
/	/	,000	
/	/	,000	
/	/	,000	
/	/	,000	
法定相続分の合計	1	⑫ 相続税の総額(⑪の合計額)(100円未満切捨て)	00

区 分		当 初 課 税 額 () 額	更 正 額
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額		
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦	基礎控除額		
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥-⑦)		
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(更正額)			
⑨ 特定価額に基づく相続税の総額の計算			
法定相続人の氏名	法定相続分	⑩ 法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑩) (1,000円未満切捨て)	⑪ 相続税の総額の基礎となる税額
/	/	,000	
/	/	,000	
/	/	,000	
/	/	,000	
/	/	,000	
法定相続分の合計	1	⑫ 相続税の総額(⑪の合計額)(100円未満切捨て)	00

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区 分		当 初 課 税 額 () 額	更 正 額
①	医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑩×1の⑤/1の(⑤+⑥))		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
④	(②+③)-医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額の金額(赤字の場合は0)		
⑤	医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
⑥	(①+④-⑤)の金額(赤字の場合は0)		
⑦	(④-⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧ 特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等			
イ	「医療法人名」に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×イの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
ロ	「医療法人名」に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ロの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
ハ	「医療法人名」に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ハの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等(⑦)の金額又は⑧の金額の合計額			
イ	「医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額(⑨の金額)	A
ロ	「医療法人の持分についての相続税の税額控除」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額(⑨の金額)	B
	(f) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分納税猶予税額等(⑨の金額)	B
	(g) 持分の一部を放棄し、その残りの部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分納税猶予税額等(⑨の金額)	B

区 分		当 初 課 税 額 () 額	更 正 額
①	医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑩×1の⑤/1の(⑤+⑥))		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
④	(②+③)-医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額の金額(赤字の場合は0)		
⑤	医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
⑥	(①+④-⑤)の金額(赤字の場合は0)		
⑦	(④-⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧ 特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等			
イ	「医療法人名」に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×イの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
ロ	「医療法人名」に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ロの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
ハ	「医療法人名」に係る医療法人持分納税猶予税額等(⑦×ハの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等(⑦)の金額又は⑧の金額の合計額			
イ	「医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除」の特例の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額(⑨の金額)	A
ロ	「医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額(⑨の金額)	B
	(f) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分納税猶予税額等(⑨の金額)	B
	(g) 持分の一部を放棄し、その残りの部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分納税猶予税額等(⑨の金額)	B

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-10-A4統一)

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-10-A4統一)

改正後

改正前

(削除)



特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

受贈者 平成____年____月____日 税務署長	住所又は居所 フリガナ	〒 _____ 電話 (_____)
	氏名 (生年月日)	(大・昭 _____ 年 月 日)
贈与者	特定贈与者との続柄	

(平成20年分以降用) この同意書は申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意

上記受贈者が、平成____年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者____から贈与により取得した____の株式(出資)について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します(適用を受ける特例の口の中にレ印を記入してください。)

- 租税特別措置法第70条の3の3第1項(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例)
- 租税特別措置法第70条の3の4第1項(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例控除の特例)

	フリガナ 氏名	住所又は居所	特定贈与者との続柄
特定贈与者の推定相続人	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情その他参考となるべき事項

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

作成税理士	①	電話番号
-------	---	------

改正後

改正前

(削除)


書きかた等

- 1 この同意書は、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定同族株式等について、贈与税の申告時に「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」、「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」の適用を受けようとする場合に、作成します。
- 2 この同意書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例の適用を受けることはできません。）。
- 3 「1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意」欄には、適用しようとする特例にレ印を付すとともに、受贈者を除く特定贈与者の推定相続人すべて（行方不明となっている者を除く。）が同意し署名、押印する必要があります。
- 4 「2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等」欄には、特定贈与者の推定相続人の内に行方不明の者がおり、「1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意」欄に署名、押印することができない場合に、その者の氏名及び行方不明の事情の詳細等を記入してください。
- 5 特定同族株式等について「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」又は「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」を受けた場合には、当該贈与に係る贈与者（特定贈与者）が死亡したときの相続税の申告において、当該特定贈与者から相続若しくは遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与により財産を取得したいずれかの者は、いずれの者も「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」及び「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることはできません。

改正後

改正前

(削除)



経済産業局

特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用するに当たり
経済産業局長の作成した確認書を提出することに対する確約書

平成____年____月____日

税務署長 殿

受贈者住所 _____
受贈者氏名 _____ ① 電話 _____

(特定贈与者)

私は、平成____年中に _____ から贈与を受けた下記の株式(出資)につい
て、次の特例の適用を受けるため、租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認
(注)裏面を参照

且の翌日から2月以内に、特定同族法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
の作成した確認書を提出することを確約します。

◎ 適用を受ける特例の□の中にレ印を記入してください。

租税特別措置法第70条の3の3第1項(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例)
 租税特別措置法第70条の3の4第1項(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例)

記

特定同族法人の名称	本店又は主たる事務所の所在地	株式(出資)数
		株・口

○この確約書は申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改正後

改正前

(削除)

書きかた等

- 1 この確約書は、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定同族株式等について、贈与税の申告時に「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」、「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」を受けようとする場合に、作成します。
- 2 この確約書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日とは、次に掲げる日のうち、特定同族株式等の贈与を行った日に最も近い日をいいます。
 - ① 特定同族株式等の贈与を行った年の翌年3月15日から4年を経過する日
 - ② 受贈者又は贈与者が特定同族株式等の贈与を行った年の翌年1月1日から上記①の日までの間に死亡した場合には、当該死亡の日
 - ③ 特定同族法人が特定同族株式等の贈与を行った年の翌年1月1日から上記①の日までの間に解散した場合には、当該解散日の翌日
 - ④ 特定同族法人が特定同族株式等の贈与を行った年の翌年1月1日から上記①の日までの間に会社更生法の規定による更生手続開始の決定があった場合には、当該決定があった日の翌日

改正後

改正前

(削除)

平成 年分 特定同族株式等の明細書

1 株式又は出資の時価総額が20億円未満であることの判定								
株式又は出資の時価総額の合計額（「2 法人別の明細」に記載した「エ 株式又は出資の時価総額（ア×ウ）」欄の金額の合計額を記入します。） 円 (注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。								
2 法人別の明細								
発行人の名称等特			ア 発行済株式（出資）の株数等		株・口			
			イ 発行済株式に係る議決権の総数		個			
法人名			ウ 株式（出資）の1株又は1口当たりの時価		円			
			エ 株式（出資）の時価総額（ア×ウ）		円			
オ 株主等の状況								
氏名(名称) (特定贈与者及び当該特定贈与者の指定相続人について記載してください)	住所所在地	特定贈与者との続柄	① 特定贈与者からの贈与の直前に所有していた株式（出資）の株数等	② 持株（出資）割合 ③(ア)	③ 特定贈与者からの贈与の直前に所有していた議決権の数	④ 議決権の割合 ⑤(イ)	⑤ 特定贈与者から贈与により取得した株式（出資）の株数等	⑥ 特定贈与者からの贈与による取得後の株式（出資）の株数等
		特定贈与者 (関係)	株・口	%	個	%	株・口	株・口
				⑦		⑧		
上記「オ 株主等の状況」欄に記載された事項は、事実と相違ないことを証明します。 所在地 _____ 法人名称及び代表者名 _____								

※ 印欄は記入しなくても可。

平成19年分以降用 ○ この明細書は必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改正後

改正前

(削除)

使用目的等

- 1 この明細書は、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定同族株式会社等について、贈与税の申告時に「特定同族株式会社等に係る相続時精算課税の特例」、「特定同族株式会社等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。
- 2 この明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及びその必要な添付書類と一緒に提出してください。
- 3 記載に当たっての留意事項
 - (1) 「2 法人別の明細」の「ウ 株式又は出資の1株又は1口当たりの時価」の算定は、租税特別措置法施行規則第23条の6の3第5項に規定する方法（原則的評価方式）により行います。
 - (2) 「オ 株主等の状況」欄には、特定贈与者及び当該特定贈与者の推定相続人のうち株主又は社員について記入します。
 - (3) この明細書に記載する株数等には、議決権に制限のある株式（出資）及び金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式並びに租税特別措置法施行規則第23条の6の3第3項に規定する株式は含みません。
 - (4) 記載された内容については特定同族株式会社等の発行等を行う法人の証明を得る必要があります（法人の代表者印を押印してください）。
 - (5) 当明細書の提出に代えて、必要項目を具備した適宜の様式に法人の証明を得たものを提出しても差し支えありません。
 - (6) ⑦及び⑧の割合が50%以下の場合は、この特例を適用することはできません。

改正後

改正前

非上場株式等の贈与税相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

非上場株式等の贈与税相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

〒
住 所
氏 名 様

〒
住 所
氏 名 様

税 務 署 長

税 務 署 長

あなたは 殿から贈与により取得した非上場株式等の贈与税相続税について、租税特別措置法 第70条の7の2第1項・第70条の7の6第1項・第70条の7の4第1項 第70条の7の5第1項 第70条の7の8第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税猶予の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

あなたは 殿から贈与により取得した非上場株式等の贈与税相続税について、租税特別措置法 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税猶予の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認められない金額 (イーロ)
A 差引税額 (納付すべき税額)	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき税額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認められない金額 (イーロ)
A 差引税額 (納付すべき税額)	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき税額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

○ 納税の猶予が認められない理由

改正後

非上場株式等の 贈与税
相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正前

非上場株式等の 贈与税
相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

非上場株式等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

非上場株式等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

(通知用)

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
〒 _____
住所 _____
氏名 _____ 様

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
〒 _____
住所 _____
氏名 _____ 様

_____ 税務署長

_____ 税務署長

あなたは _____ 殿から贈与 (遺贈) により取得した非上場株式等の贈与税
相続税 について、租税特
第70条の7第1項 第70条の7の5第1項
別措置法 第70条の7の2第1項 第70条の7の6第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出さ
第70条の7の4第1項 第70条の7の8第1項

あなたは _____ 殿から贈与 (遺贈) により取得した非上場株式等の贈与税
相続税 について、租税特
第70条の7第1項
別措置法 第70条の7の2第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、
第70条の7の4第1項

れましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

その納税の猶予は認められませんので通知します。

贈与税
なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

贈与税
なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

○納税の猶予が認められない理由

改正後

非上場株式等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正前

非上場株式等の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

税務署長 平成 年 月 日

届出者 住所 氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第1項 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等 第70条の7第4項 第9項 第10項 第8項 について確認し、同条 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署 受付印

税務署長 平成 年 月 日

届出者 住所 氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第1項 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等 第70条の7第4項 第9項 第10項 第8項 について確認し、同条 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	住所	氏名				
被相続人						

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	住所	氏名				
被相続人						

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日

2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 円

3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 株(口・円)

非上場株式等の内訳等	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・	・		株(口・円)
ロ	・	・		株(口・円)

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成 年 月 日

2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 円

3 1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 株(口・円)

非上場株式等の内訳等	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・	・		株(口・円)
ロ	・	・		株(口・円)
ハ	・	・		株(口・円)

4 認定(贈与・相続)承継会社の名称

5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- 定款の写し
- 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限ります。)
- 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限り。)
- 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。)又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し
- 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日がいずれか早い日以前である場合には②及び③の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

4 認定(贈与・相続)承継会社の名称

5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

- 定款の写し
- 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)(※1)
- 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限り。)
- 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書(※1)
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し(※2)
- 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(※1) ②及び③の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
(※2) ⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

(裏)
記載方法等

- 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
 - 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
 - 経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
 - 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
 - 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方
 - 経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
 - 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に認定相続承継会社の非上場株式会社等について「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合は、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 3の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式会社等の内訳等につき変更があった場合に限りす。）に記載してください。
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号に規定する贈与をいいます。
- 「経営承継者」とは、
イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。（提出書類）
 - 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
 - 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - 合併又は株式交換等がその効力を生ずる目的の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書^(※1)
 - 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りす。）
 - 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し^(※2)

(※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日のいずれか早い日まで合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(裏)
記載方法等

- 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。
 - 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方
 - 経営贈与承継期間(注1)の場合 第一種贈与基準日(注2)の翌日から5か月を経過する日
 - 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種贈与基準日(注3)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者若しくは贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注3) 「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
 - 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
 - 経営承継期間(注4)の場合 第一種基準日(注5)の翌日から5か月を経過する日
 - 経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種基準日(注6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承継者の死亡の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注5) 「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過することの日をいいます。

(注6) 「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
 - 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方
 - 経営相続承継期間(注7)の場合 第一種相続基準日(注8)の翌日から5か月を経過する日
 - 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日(注9)の翌日から3か月を経過する日

(注7) 「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者（経営承継者の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第2項第3号に規定する経営承継者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式会社等の贈与をした者）をいいます。）について相続が開始した場合におけるその相続の開始の日からその5年を経過する日又は経営承継者の死亡の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注8) 「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注9) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- 「3-1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式会社等(以下「非上場株式会社等」といいます。))の数又は金額の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、経営承継者が基準日において有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合に記載してください。
この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式会社等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式会社等の数又は金額の内訳を記載してください。
- 「経営承継者」とは、
イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。（提出書類）
 - 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
 - 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - 合併又は株式交換等がその効力を生ずる目的の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
 - 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りす。）
 - 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※2）

(※1) ①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

人 力 課 員

租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 第40条の8の2第42項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注1)

① 直前の事業年度 円 ② 2期前の事業年度 円 ③ 3期前の事業年度 円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)(直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日) 事実発生日 事 由

※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか遅い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注2)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(未)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d 円	m 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給付金のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+f+g+h+i)		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)			円
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦/③×①②)	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑧/④×①)	%
報告基準日における常時使用従業員数 (注5)			人

(資12②-14-A-4統一)

※ 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

人 力 課 員

租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 第40条の8の2第42項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注1)

① 直前の事業年度 円 ② 2期前の事業年度 円 ③ 3期前の事業年度 円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)(直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日) 事実発生日 事 由

※ 基準日が特別の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)(注2)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(未)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d 円	m 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給付金のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+f+g+h+i)		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)			円
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦/③×①②)	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑧/④×①)	%
基準日における常時使用従業員数 (注5)			人

(資12②-14-A-4統一)

※ 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改 正 後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。⁽⁹⁾以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
 ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注5) 「報告基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改 正 前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。⁽⁹⁾以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
 ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の特例の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第5項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注5) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入力確認
	※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」の1の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円

2 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」の1の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	. .	円	円
	. .	円	円
	. .	円	円

(資12②-15-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入力確認
	※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更		株(口)円	円

2 再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	. .	円	円
	. .	円	円
	. .	円	円

(資12②-15-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。

改 正 後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

- 4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第24項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。

- 5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第21項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。

- 6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第21項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

改 正 前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

- 4 「2 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第70条の7第24項又は第70条の7の2第25項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。

- 5 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の7第21項又は第70条の7の2第22項（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。

- 6 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7第21項第2号又は第70条の7の2第22項第2号（同法第70条の7の4第13項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)(一般措置) 相続税

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書(死亡免除) 相続税

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

贈与者 (氏名:)

受贈者 (氏名:)

相続人等

(住所:)が死亡し、租税特別措置法

第70条の7第15項第号

第70条の7の2第16項第1号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。

第70条の7の4第12項

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

住所 氏名 贈与者受贈者との続柄 相続人等

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた相続(遺贈)があった 平成 年 月 日

2 死亡日の直前における猶予中贈与税 相続税 額 円

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(④・⑤)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

4 免除を受ける贈与税 相続税 額 円

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × $\frac{\text{免除を受ける贈与税額(注2)}}{\text{上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」}}$ = 免除を受ける贈与税額(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注)1 【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 住所 氏名 被相続人

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しなくても構いません。

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

贈与者 (氏名:)

受贈者 (氏名:)

相続人等

(住所:)が死亡し、租税特別措置法

第70条の7第15項第号

第70条の7の2第16項第1号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。

第70条の7の4第12項

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

住所 氏名 贈与者受贈者との続柄 相続人等

1 特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた相続(遺贈)があった 平成 年 月 日

2 死亡日の直前における猶予中贈与税 相続税 額 円

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(④・⑤)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

4 免除を受ける贈与税 相続税 額 円

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × $\frac{\text{免除を受ける贈与税額(注2)}}{\text{上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」}}$ = 免除を受ける贈与税額(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注)1 【非上場株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 住所 氏名 被相続人

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しなくても構いません。

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人
 贈与者^(註1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(註2・3)。

(注) 1 非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式会社等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式会社等の贈与をいいます。

2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限りま。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当部分以外の文字を横線で抹消してください。

第70条の7第15項第__号
 なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

(2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

贈与者
 (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 3の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(註)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式会社等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式会社等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧」とおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人
 贈与者^(註1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(註2・3)。

(注) 1 非上場株式会社等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与である場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式会社等の贈与をした者をいいます。

2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年以内における死亡に限りま。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限りま。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当部分以外の文字を横線で抹消してください。

第70条の7第15項第__号
 なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

(2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

贈与者
 (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において有する非上場株式会社等の数又は金額」の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が死亡日の直前において有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者等の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時に贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式会社等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式会社等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」とおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限り。）（注1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項又は第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し（注2）
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の確認書の写し（注3）
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2及び4の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日以前である場合には提出する必要はありません。
- ① 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
 - ② 経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 2 上記5の書類は、死亡日が上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。
- 4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1） 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1） ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第31項の確認書の写し（※2）
---	--

- (※1) ①及び②イの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限り。）（注1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り。）
4	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第6項又は第12項の報告書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第14項の確認書の写し及び同条第8項の報告書の写し（注2）
6	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第3項の確認書の写し（注3）
7	死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2及び4の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
- 2 上記5の書類は、死亡日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 上記6の書類は、贈与税について届出を行う場合で、経済産業局から交付を受けているときに限ります。
- 4 死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1） 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1） ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。） ハ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※2）
---	---

- (※1) ①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免除届出用)(一般措置)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人	力	使	用
租税特別措置法施行令第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)					
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度			
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日					
※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。)(注3)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円			
② 直前の事業年度末における準備金の額			円			
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円			
④ 直前の事業年度における総収入金額			円			
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注4)	有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注5)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円			円
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円			円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円			
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)			円			
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/③×⑥)	%		%			
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%		%			
基準日における常時使用従業員数(注6)			人			

※欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 (免除届出用)		受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人	力	使	用
租税特別措置法施行令第40条の8第36項の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。						
認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)					
死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度			
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日					
※死亡等の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。						
基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第5項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。)(注3)						
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円			
② 直前の事業年度末における準備金の額			円			
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円			
④ 直前の事業年度における総収入金額			円			
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注4)	有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m	円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注5)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円			円
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円			円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円			
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)			円			
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/③×⑥)	%		%			
⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%		%			
基準日における常時使用従業員数(注6)			人			

※欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
3 「経営承継者」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1)「死亡等の日」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）(※)以下同じです。のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であったとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

(注4) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注5) 会社から支給された給付には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注6) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
3 「経営承継者」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1)「死亡等の日」とは、イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第36項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第16項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第16項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）(※)以下同じです。のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3) 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日まで間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第5項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であったとした場合に同令第40条の8第23項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

(注4) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注5) 会社から支給された給付には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注6) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 (免 除 届 出 用) (一 般 措 置)				受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 確 認 ※ ※
<p>租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。</p>					
番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額	
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	

※欄には記載しないでください。

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 (免 除 届 出 用)				受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 確 認 ※ ※
<p>租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 第40条の8の2第43項の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。</p>					
番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額	
	<input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	

※欄には記載しないでください。

改 正 後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式会社等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は同法第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式会社等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式会社等の贈与をした者がいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

改 正 前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第15項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、特例非上場株式会社等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は同法第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は同法第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第36項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式会社等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式会社等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(特例免除)

税務署
受付印

税務署
受付印

税務署長

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

私は、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、同法 第70条の7第15項第3号 第70条の7の2第16項第2号 第70条の7の4第12項 の規定により次の 贈与税・相続税 を免除されたいので届け出ます。

第70条の7第15項第3号 贈与税
同法 第70条の7の2第16項第2号 相続税
第70条の7の4第12項 の規定により次の 贈与税・相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

認定(贈与・相続) 承継会社の商号 _____

認定(贈与・相続) 承継会社の商号 _____

- 1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 平成____年____月____日
- 2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____
- 3 贈与の直前における猶予中 贈与税・相続税 額 _____円
- 4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)
- 5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

- 1 特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 平成____年____月____日
- 2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____
- 3 贈与の直前における猶予中 贈与税・相続税 額 _____円
- 4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)
- 5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】 ※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

【非上場株式等の内訳等】 ※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	前記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
			①贈与の直前	②贈与をした株式等	③贈与をした日の後(②-①)
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	前記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
			①贈与の直前	②贈与をした株式等	③贈与をした日の後(②-①)
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

6 免除を受ける 贈与税・相続税 額 _____円

6 免除を受ける 贈与税・相続税 額 _____円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税・相続税 額」(円) × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税・相続税 額(注2) (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税・相続税 額」欄に記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税・相続税 額」(円) × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税・相続税 額(注2) (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税・相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 平成____年____月____日

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 平成____年____月____日

8 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

8 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

※ 欄は記入しなくても構いません。

改正後

(裏)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限りです。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の7第1項又は同法70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は同法70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。
- (2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
- イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。
- ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（同法70条の7の5第11項で準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。
- ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法70条の7の5第11項で準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
- (3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。
- (4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧」とおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(裏)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限りです。）には、その有しないこととなった日）以後に同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同条第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。
- (2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
- イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。
- ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第1項の非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同条第1項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。
- ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、同条第1項の規定の適用に係る贈与の時における贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同条第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。
- (3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。
- (4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧」とおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）（注1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項又は第12項（これらの規定を同条16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第8項（同条17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し（注2）
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2及び4の書類は贈与をした日が、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前であるとき、相続税について届出を行う場合には同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前であるときには提出する必要はありません。
- 2 上記5の書類は贈与をした日が、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後であるとき、相続税について届出を行う場合には同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後であるときには提出する必要はありません。
- 3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ハ	合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第31項の確認書の写し（※2）

- (※1) ①及び②イの書類は、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日、相続税について届出を行う場合には同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、贈与税について届出を行う場合には租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日、相続税について届出を行う場合には同法第70条の7の2第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）（注1）
3	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書（注1）
5	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第6項又は第12項の報告書の写し、相続税について届出を行う場合には、同条第14項の確認書の写し及び同条第8項の報告書の写し（注2）
6	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 上記2及び4の書類は、贈与をした日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
- 2 上記5の書類は、贈与をした日が申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。
- 3 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※1）
②	次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
	イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※1）
	ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ハ	合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し（※2）


- (※1) ①及び②イの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②ハの書類は、申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書


 税務署長 _____ 平成____年____月____日
 〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 _____)

第70条の7第16項
 租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、
 第70条の7の4第12項

次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。


 税務署長 _____ 平成____年____月____日
 〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 _____)

第70条の7第16項
 租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、
 第70条の7の4第12項

次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

- 1 この申請に係る事由の別**
- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____
 - ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成____年____月____日
 (解散をした日) 平成____年____月____日
 - ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
 (吸収合併承継会社等（注1）の名称) _____
 (吸収合併承継会社等の所在地) _____
 - ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
 (株式交換完全親会社等（注2）の名称) _____
 (株式交換完全親会社等の所在地) _____

- 1 この申請に係る事由の別**
- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____
 - ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成____年____月____日
 (解散をした日) 平成____年____月____日
 - ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
 (吸収合併承継会社等（注1）の名称) _____
 (吸収合併承継会社等の所在地) _____
 - ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
 (株式交換完全親会社等（注2）の名称) _____
 (株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____ 平成____年____月____日

2 1の事情が生じた年月日 _____ 平成____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額（注3）……………① _____円
 - ② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注4）……………② _____円
 - ③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注5）……………③ _____円
 - ④ ②と③のいずれか大きい金額……………④ _____円
 - ⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）（注6）……………⑤ _____円
- イ 経営承継者（注7）及び経営承継者と生計を一にする者が
 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額……………（イ _____円）
- ロ 会社から支給された給与（注8）の額のうち、法人税法第
 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額……………（ロ _____円）
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④+⑤））……………⑥ _____円
- ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額（注3）……………① _____円
 - ② 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注4）……………② _____円
 - ③ 特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注5）……………③ _____円
 - ④ ②と③のいずれか大きい金額……………④ _____円
 - ⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）（注6）……………⑤ _____円
- イ 経営承継者（注7）及び経営承継者と生計を一にする者が
 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額……………（イ _____円）
- ロ 会社から支給された給与（注8）の額のうち、法人税法第
 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額……………（ロ _____円）
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④+⑤））……………⑥ _____円
- ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
 - 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
 - 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

 - 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
 - 3 その他参考となる書類
 - 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 その他参考となる書類
 - 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 合併があったことを明らかにする書類
 - 2 その他参考となる書類
 - 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
 - 2 その他参考となる書類
- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
(注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額、相続税額をいいます。
(注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
(注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
(注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
(注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。
なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第39項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
 - 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
 - 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

 - 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
 - 3 その他参考となる書類
 - 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 その他参考となる書類
 - 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 合併があったことを明らかにする書類
 - 2 その他参考となる書類
 - 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
 - 2 その他参考となる書類
- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
(注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額、相続税額をいいます。
(注4) 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
(注5) 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
(注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
(注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）

税務署
 受付印

平成____年____月____日
 _____ 税務署長

〒
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 _____)

第70条の7第32項
 租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税
 第70条の7の4第17項 について、
 相続税の贈与税

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署
 受付印

平成____年____月____日
 _____ 税務署長

〒
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 _____)

第70条の7第32項
 租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税
 第70条の7の4第17項 について、
 相続税の贈与税

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

- 1 この申請に係る事由の別**
- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
 (譲渡等をした日) 平成____年____月____日
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____
- ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成____年____月____日
 (解散をした日) 平成____年____月____日

- 1 この申請に係る事由の別**
- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
 (譲渡等をした日) 平成____年____月____日
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____
- ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成____年____月____日
 (解散をした日) 平成____年____月____日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）	①	_____円
② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額	②	_____円
③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額（注2）	③	_____円
④ ②と③のいずれか大きい金額	④	_____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）（注3）	⑤	_____円
イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	イ	_____円
ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	ロ	_____円
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④+⑤））	⑥	_____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）	①	_____円
② 特例（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額	②	_____円
③ 特例（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額（注2）	③	_____円
④ ②と③のいずれか大きい金額	④	_____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）（注3）	⑤	_____円
イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	イ	_____円
ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	ロ	_____円
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④+⑤））	⑥	_____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-25-2-A 4統一) (平30.6)

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-25-2-A 4統一) (平29.4)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
 - 【①に該当する場合の添付書類】
 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
 - 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 5 その他参考となる書類
 - 【②に該当する場合の添付書類】
 - 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
 - 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類
- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
 2 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日（事由に該当することとなった日が平成29年3月31日以前の場合は、平成29年4月1日）から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第39項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
 - 【①に該当する場合の添付書類】
 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
 - 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 5 その他参考となる書類
 - 【②に該当する場合の添付書類】
 - 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
 - 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類
- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
 2 「特別（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。
 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、
第21項 第22項 第13項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第2項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第2項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第47項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 平成 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (E1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (E2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (E3)	円
イ 経営承継者 (E4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (E5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (① - (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限り。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (ロ × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (E2)	円

(※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。)

間与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日

(資12② - 32 - A 4 統一) (平30.6)

※ 欄は記入しないでください。

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、
第21項 第22項 第13項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第2項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第2項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第46項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 平成 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (E1)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (E2)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (E3)	円
イ 経営承継者 (E4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (E5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (① - (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額を計算します。)

特例（受贈・相続）非上場株式会社等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限り。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式会社等の数又は金額	株 (ロ × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (E2)	円

(※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。)

間与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日

(資12② - 32 - A 4 統一) (平29.6)

※ 欄は記入しないでください。

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等との贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
(注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りません。）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
(注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等との贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
(注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
(注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
(注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予取りやめ届出書(一般措置)

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

第70条の7第1項
第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

私は、下記に係る租税特別措置法
第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____ 平成____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者
(経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。))が死
亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを
知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限
までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

空欄は記入しないでください。

税務署
受付印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

第70条の7第1項
第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

私は、下記に係る租税特別措置法
第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、
その旨届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____ 平成____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者
(経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。))が死
亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを
知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限
までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

空欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正前

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

改正前

通達日付別の年月日	種類印	納税額等番号
年 月 日		
	入 力	確 認
	※	※

贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書
(一般措置)

税務署
 受付印

平成____年____月____日
 _____ 税務署長
 〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等
 について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。

- 1 対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 平成____年____月____日
- 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。) (注1) 平成____年____月____日
- 3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円
- 4 2の基準日において有する対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)
- 5 認定相続承継会社の明細

認定相続承継会社	名 称	(変更前)	
	本店の所在地	(変更前)	
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)			
	直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
	円	円	円
認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由			
事 由			
基準日における資本金の額又は出資の総額		円	
基準日における準備金の額		円	

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しなさい。この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

通達日付別の年月日	種類印	納税額等番号
年 月 日		
	入 力	確 認
	※	※

贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

税務署
 受付印

平成____年____月____日
 _____ 税務署長
 〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等
 について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。

- 1 特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 平成____年____月____日
- 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。) (注1) 平成____年____月____日
- 3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円
- 4 2の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)
- 5 認定相続承継会社の明細

認定相続承継会社	名 称	(変更前)	
	本店の所在地	(変更前)	
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)			
	直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
	円	円	円
認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由			
事 由			
基準日における資本金の額又は出資の総額		円	
基準日における準備金の額		円	

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しなさい。この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

改正後

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、対象受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続継受期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続継受期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者に対する同項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、その贈与をした者の同法70条の7第15項第3号(同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用に係るものである場合には、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

改正前

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、特例受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続継受期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続継受期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 経営相続継受贈者の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与が同条第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者にその特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

改正後

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）

住所	氏名	整理番号
----	----	------

1 認定相続承継会社の株式等の価額等

相続特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算に算入された対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額（注1）	①	平成23年6月30日以降の相続等開始分用
対象相続非上場株式等の数又は金額	②	
対象相続非上場株式等の本来の価額（①×②）	③	
相続開始の時ににおける認定相続承継会社の純資産額	④	

2 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

認定相続承継会社が有する外国会社等（注2）の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤	円
---	---	---

3 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合

認定相続承継会社が有する認定相続承継会社の特別支配関係人（注3）の株式等の価額	⑥	円	
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロに規定する株式等の価額） ※ ⑥欄に掲げる金額を限度とします。	⑦	円	
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a	円
間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b	円
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ	株・ロ・円
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ	円
	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ	円
特別支配関係人の純資産額（相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロニに規定する価額）	⑧	円	
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ （相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）	⑨	円	
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$ （注4）	⑩	円	

4 対象受贈非上場株式等の価額との調整

相続特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算に算入された同項前段の対象受贈非上場株式等の価額	⑪	円
納税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額（⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額）	⑫	円

（資12②-29-A4統一）（平30.6）

改正前

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書

住所	氏名	整理番号
----	----	------

1 認定相続承継会社の株式等の価額等

相続特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算に算入された特例受贈非上場株式等の1単位当たりの価額（注1）	①	平成23年6月30日以降の相続等開始分用
特例相続非上場株式等の数又は金額	②	
特例相続非上場株式等の本来の価額（①×②）	③	
相続開始の時ににおける認定相続承継会社の純資産額	④	

2 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

認定相続承継会社が有する外国会社等（注2）の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤	円
---	---	---

3 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合

認定相続承継会社が有する認定相続承継会社の特別支配関係人（注3）の株式等の価額	⑥	円	
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロに規定する株式等の価額） ※ ⑥欄に掲げる金額を限度とします。	⑦	円	
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a	円
間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b	円
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ	株・ロ・円
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ	円
	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ	円
特別支配関係人の純資産額（相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロニに規定する価額）	⑧	円	
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ （相続特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）	⑨	円	
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$ （注4）	⑩	円	

4 特例受贈非上場株式等の価額との調整

相続特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算に算入された同項前段の特例受贈非上場株式等の価額	⑪	円
納税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額（⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額）	⑫	円

（資12②-29-A4統一）

改正後

(裏)

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）

この計算書は、租税特別措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は認定相続承継会社の特別関係会社であって認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注1) 贈与時の認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。

なお、贈与時に認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注2) 「外国会社等」とは、会社法第2条第2号に規定する外国会社（認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する同令第40条の8の2第12項に定める医療法人をいいます。

(注3) 「特別支配関係法人」とは、認定相続承継会社の特別関係会社であって、この認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

(注4) ①平成23年6月29日までに相続が開始した場合及び②平成22年4月1日以前に租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けた場合においてその適用に係る贈与者に相続が開始したときに、租税特別措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算を行うときは、⑩欄の価額が、認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額となります。

改正前

(裏)

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は認定相続承継会社の特別関係会社であって認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注1) 贈与時の認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。

なお、贈与時に認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注2) 「外国会社等」とは、会社法第2条第2号に規定する外国会社（認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第40条の8の3第8項において準用する同令第40条の8の2第13項に定める医療法人をいいます。

(注3) 「特別支配関係法人」とは、認定相続承継会社の特別関係会社であって、この認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

(注4) ①平成23年6月29日までに相続が開始した場合及び②平成22年4月1日以前に租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けた場合においてその適用に係る贈与者に相続が開始したときに、租税特別措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算を行うときは、⑩欄の価額が、認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額となります。

改正後

改正前

(削除)

贈与税の納税猶予及び免除の新法選択届出書
 非上場株式会社等についての相続税

税務署
受付印

平成____年____月____日

税務署長

〒
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第4項 第____号
第8項 第____号
第12項 第____号

私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条
 経営承継受贈者
 に規定する 経営承継相続人等 に該当し、同項の規定の適用(注)を受けたいので、同条第14項の規定
 経営相続承継受贈者
 により届け出ます。

(注)・ この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年1月1日から
 となります。
 ・ 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望す
 る旨などを記載した書面）を提出する必要があります。

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称及び本店の所在地

認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____
 認定（贈与・相続）承継会社の本店の所在地 _____

(注) 新法の適用を受けることを選択する非上場株式会社等に係る認定（贈与・相続）承継会社が2以上ある場合
 には、認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出書を提出してください。

2 認定（贈与・相続）承継会社に係る非上場株式会社等の取得年月日

非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった	平成____年____月____日
----------------------------------	-------------------

(注) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（改正前の租税特別措置法第70条の7
 の4第1項の規定）の適用を受けている場合には、「非上場株式等の贈与を受けた年月日」と下欄(※)の
 「非上場株式等の贈与者が死亡した年月日」を記載してください。

※非上場株式等の贈与者が死亡した年月日	平成____年____月____日
---------------------	-------------------

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は使用しない。

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

改正前

(削除)

(表)
記載方法等

この届出書は、下表の①から③に掲げる方（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方）が、それぞれに掲げる規定（以下「新法」といいます。）の適用を受ける旨の届出をする場合に使用します。
なお、この届出書の提出期限やこの届出により適用される新法の概要などについては、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年1月1日施行）」（パンフレット）でご確認ください。

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方の区分	規定
① 改正法附則第86条第4項各号に掲げる経営承継受贈者	新租税特別措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第4項に規定するもの
② 改正法附則第86条第8項各号に掲げる経営承継相続人等	新租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第8項に規定するもの
③ 改正法附則第86条第12項各号に掲げる経営承継受贈者	新租税特別措置法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の規定のうち改正法附則第86条第12項に規定するもの

- ※1 「改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）のことをいいます。
 2 「新租税特別措置法」とは、改正法による改正後の租税特別措置法のことをいいます。
 (注1) 上記①から③に掲げる方であっても、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用に係る贈与又は相続等により、贈与者又は被相続人から次の上場株式等を取得している場合には、新法の適用を受けることはできません。
 ・ 認定（贈与・相続）承継会社（下記2の会社をいいます。）及びその会社の同族関係者が保有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済株式等の総数又は総額の3%以上に相当する場合における当該法人の株式等
 (注2) 提出期限までにこの届出書を提出しない場合には、引き続き改正前の租税特別措置法の規定が適用されます（新法の適用を受けることを選択しない場合には、この届出書を提出する必要はありません。）。
 (注3) この届出書を平成26年12月31日までに提出した場合であっても、新法の適用は平成27年1月1日からとなります。
 (注4) 新法の適用を受けるためには、地方経済産業局に「新制度適用希望申出書」（新制度の適用を希望する旨などを記載した書面）を提出する必要があります。詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認いただくか地方経済産業局にお尋ねください。

第4項 第__号 経営承継受贈者
 1 標題の「贈与税・相続税」や本文の「第8項 第__号」、「経営承継相続人等」などの箇所については、該当する部分第12項 第__号 経営承継受贈者

以外の文字を横線で抹消してください。
 第4項 第__号 経営承継受贈者
 また、「第8項 第__号」及び「経営承継相続人等」は、届出者が改正法附則第86条第4項、第8項又は第12項 第__号 経営承継受贈者

12項の各号のいずれに該当するかについて、下表の①から③の特例ごとの区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

特 例	区 分 〔左記①、②又は③の特例の適用を受けている非上場株式等の贈与又は相続等の時期〕	記載例	
		第4項 第__号 第8項 第__号 第12項 第__号	経営承継受贈者 経営承継相続人等 経営承継受贈者
① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予	平成22年3月31日以前の贈与	第4項 第__号	経営承継受贈者
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の贈与	第4項 第__号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の贈与	第4項 第__号	
② 非上場株式等についての相続税の納税猶予	平成22年3月31日以前の相続又は遺贈	第8項 第__号	経営承継相続人等
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の相続又は遺贈	第8項 第__号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第8項 第__号	
③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	平成22年3月31日以前の相続又は遺贈	第12項 第__号	経営承継受贈者
	平成22年4月1日から平成23年6月29日までの間の相続又は遺贈	第12項 第__号	
	平成23年6月30日から平成26年12月31日までの間の相続又は遺贈	第12項 第__号	

- 2 「認定（贈与・相続）承継会社」とは、改正前の租税特別措置法第70条の7第2項第1号、同法第70条の7の2第2項第1号及び同法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。
 3 新法の適用を受けることを選択する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社が2以上ある場合には、新法の適用を受ける非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社ごとに、この届出をする必要があります。届出をしない認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等については、新法の適用はありません。

改正後

改正前

震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）
の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

確認
※

税務署
受付用

平成 年 月 日

税務署長 殿
〒
住所
氏名 電話

第1項 認定贈与承継会社
第3項 第3号の規定の適用を引き続き受けたいので 認定承継会社 が、
第5項 認定相続承継会社

次に掲げる売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類の記載事項を記載し関係書類を添付して届け出ます。

(注) 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです）。

○ 要件免除期間における免除要件の判定

- ・ 今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無 [有 無]
- ※ 「b」欄が100%以上となった場合には、それに対応する「要件免除期間」のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

	A (贈与・相続) 特定事業年度の売上金額 円	B 特例対象期 (相続開始)の時の常時使用従業員の数 人
--	----------------------------	------------------------------------

(1) 要件免除期間① 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度①の売上金額 円	d 雇用判定基準日①の常時使用従業員の数 人
	b 売上割合① (a ÷ A × 100) %	e 雇用割合① (d ÷ B × 100) %
	c 売上割合①に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適・否
(2) 要件免除期間② 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度②の売上金額 円	d 雇用判定基準日②の常時使用従業員の数 人
	b 売上割合② (a ÷ A × 100) %	e 雇用割合② (d ÷ B × 100) %
	c 売上割合②に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適・否
(3) 要件免除期間③ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度③の売上金額 円	d 雇用判定基準日③の常時使用従業員の数 人
	b 売上割合③ (a ÷ A × 100) %	e 雇用割合③ (d ÷ B × 100) %
	c 売上割合③に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適・否
(4) 要件免除期間④ 〔自平成 年 月 日 至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度④の売上金額 円	d 雇用判定基準日④の常時使用従業員の数 人
	b 売上割合④ (a ÷ A × 100) %	e 雇用割合④ (d ÷ B × 100) %
	c 売上割合④に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適・否

(裏面に続きます。)

関与税理士 電話番号

※欄には記載しないうください。

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

(新規)

改正後

改正前

<裏面>

○ 要件免除期間における免除要件の判定（表面からの続き）

(5) 要件免除期間⑤ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度⑤の売上金額	円	d 雇用判定基準日⑤の常時使用従業員の数	人
	b 売上割合⑤ (a ÷ A × 100)	%	e 雇用割合⑤ (d ÷ B × 100)	%
	c 売上割合⑤に応じた確保すべき雇用割合	%以上	f 要件の判定 (b < 100かつc ≤ e → 適)	適・否
(6) 要件免除期間⑥ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度⑥の売上金額	円	d 雇用判定基準日⑥の常時使用従業員の数	人
	b 売上割合⑥ (a ÷ A × 100)	%	e 雇用割合⑥ (d ÷ B × 100)	%
	c 売上割合⑥に応じた確保すべき雇用割合	%以上	f 要件の判定 (b < 100かつc ≤ e → 適)	適・否
(7) 要件免除期間⑦ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度⑦の売上金額	円	d 雇用判定基準日⑦の常時使用従業員の数	人
	b 売上割合⑦ (a ÷ A × 100)	%	e 雇用割合⑦ (d ÷ B × 100)	%
	c 売上割合⑦に応じた確保すべき雇用割合	%以上	f 要件の判定 (b < 100かつc ≤ e → 適)	適・否
(8) 要件免除期間⑧ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度⑧の売上金額	円	d 雇用判定基準日⑧の常時使用従業員の数	人
	b 売上割合⑧ (a ÷ A × 100)	%	e 雇用割合⑧ (d ÷ B × 100)	%
	c 売上割合⑧に応じた確保すべき雇用割合	%以上	f 要件の判定 (b < 100かつc ≤ e → 適)	適・否
(9) 要件免除期間⑨ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度⑨の売上金額	円	d 雇用判定基準日⑨の常時使用従業員の数	人
	b 売上割合⑨ (a ÷ A × 100)	%	e 雇用割合⑨ (d ÷ B × 100)	%
	c 売上割合⑨に応じた確保すべき雇用割合	%以上	f 要件の判定 (b < 100かつc ≤ e → 適)	適・否
(10) 要件免除期間⑩ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度⑩の売上金額	円	d 雇用判定基準日⑩の常時使用従業員の数	人
	b 売上割合⑩ (a ÷ A × 100)	%	e 雇用割合⑩ (d ÷ B × 100)	%
	c 売上割合⑩に応じた確保すべき雇用割合	%以上	f 要件の判定 (b < 100かつc ≤ e → 適)	適・否

【例表】売上割合に応じた確保すべき雇用割合は、次のとおりとなります。

売上割合	雇用割合
100%以上	80%以上
70%以上100%未満	40%以上
70%未満	0%以上(雇用割合は問わない)

(添付書類) これらの規定の適用を受ける方は、次に掲げる書類をこの届出書に添付して提出してください。
 損益計算書その他の書類で各売上判定事業年度の売上金額を明らかにするもの(上表の「a」欄の金額を明らかにするもの)
 従業員数証明書その他の書類で雇用判定基準日における常時使用従業員の数を明らかにするもの(上表の「d」欄の数を明らかにするもの) (対応する雇用判定基準日が到来していない場合には提出不要です。)
 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日から1年を経過する日までに存する場合に、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第3条第2項の報告書の写し(経済産業大臣に提出されたものに限ります。)

(新規)

改正後

改正前

別紙（震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書の別紙）

《記載要領等》

- 1 届出をする必要のある方
 この届出書（「震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書」）は、震災特例法第38条の3第1・3・5項（いずれも第3号に係る部分に限ります。）の適用を受けている方（「震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書」を提出している方）が、引き続きその特例の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。
 この届出書は、次に掲げる期限までに提出する必要があります。
- (1) 基準日が経営贈与承継期間内に存する場合…その基準日の翌日から5月を経過する日
 - (2) 基準日が経営贈与承継期間の末日の翌以後に存する場合…その基準日の翌日から3月を経過する日
- (注1) 「認定贈与承継会社」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する会社をいいます。
- (注2) 「認定承継会社」とは、措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社をいいます。
- (注3) 「認定相続承継会社」とは、措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。
- (注4) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度（贈与・相続）特定期間内に措置法第70条の7第6項の規定による同条第4項第9号に掲げる場合に該当するときは、売上金額が東日本大震災発生前の水準に回復した一定の事業年度前の事業年度に限り、その翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。
- この特例を受けた会社は、この届出書の裏面の【図表】に示す売上割合に応じた雇用割合を確保している場合には、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの（各）期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの（各）期間（「要件免除期間」といいます。）は、雇用確保要件（措置法第70条の7第4項第2号又は同法第70条の7の2第3項第2号）及び資産管理会社非該当要件（措置法第70条の7第4項第9号又は同法第70条の7の2第3項第9号）が免除又は緩和されます。
- また、売上割合と雇用割合の関係は、売上割合を判定した基準日から1年を経過する日（雇用判定基準日）にその売上割合に応じた雇用割合を確保する必要があります。
- (注5) 「特例対象贈与」とは、措置法第70条の7第1項の規定に係る贈与をいいます。
 - (注6) 「贈与・相続 特定期間」とは、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から平成23年3月11日以後最初に到来する経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。
 - (注7) 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日をいいます。
 - (注8) 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（同法第70条の7の2第2項第6号、同法第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間（平成23年3月31日以後の期間に限りません。）をいいます。
 - (注9) 「雇用判定基準日」とは、（各）基準日の翌日から1年を経過する日（贈与・相続）特定期間内にあっては、（贈与・相続）経営承継期間の末日の翌日から1年を経過するごとの日）をいいます。
- 2 書き方等
- イ 「今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無」については、今回届け出る売上割合を含めて、その該当の有無により□にレ印をしてください。「有」にレ印がついた場合には、それに対応する要件免除期間のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。
 - ロ A欄及びB欄は次のとおり記載します。
 - (4) A欄は、平成23年3月11日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与・相続」特定事業年度）の売上金額を記載します。
 - (5) B欄は、特例対象贈与の時又は相続開始の時の常時使用従業員の数を記入します。
 - (注9) 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（同法第70条の2第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。
 - ハ (1)～(10)の「要件免除期間」欄は、その対象となる期間を記載します（別紙の裏面も参照してください）。
 - ニ (1)～(10)のa欄～f欄は次のとおり記載します。
 - (4) 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（平成23年3月11日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。（売上判定事業年度））の売上金額を記載します。
 - (5) 「b 売上割合」欄は、売上判定事業年度の売上金額÷（贈与・相続）特定事業年度の売上金額により求めます。
 - (6) 「c 売上割合に応じた確保すべき雇用割合」欄は、b欄に記載した売上割合に応じた確保すべき雇用割合（【図表】及び別紙の裏面参照）を記載します。
 - (7) 「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数を記載します。
 - (8) 「e 雇用割合」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数により求めます。
 - (9) 「f 要件の判定」欄は、「b」欄が100%未満で「e」欄が「c」欄以上のときは、「適」に○をし、それ以外のときは、「否」に○をします。「適」に○がついた場合には、対応する要件免除期間において雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の緩和又は免除を受けることができます。
 - (10) 「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」、「e 雇用割合」及び「f 要件の判定」欄については、対応する雇用判定基準日が到来していない場合は空欄とします。
 - ホ 「要件免除期間」と「売上割合」・「雇用割合」の関係は裏面を参照してください。
 - ヘ 既に免除の要件を満たしていることを届け出た「要件免除期間」については、該当欄に「既に提出したとおり」などと記載しその欄の記載を省略して差し支えありません。
 - ト 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の各欄の書き方については、税務署にお尋ねください。

(新規)

改正後

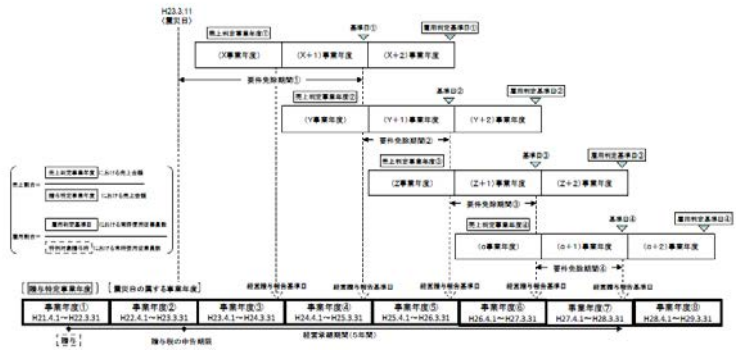
改正前

<裏面>

○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）

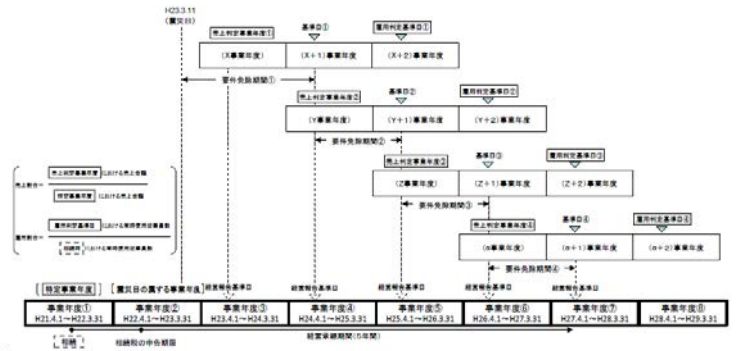
【震災特例法第38条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合（認定贈与承継会社の場合）】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



【震災特例法第38条の3第3項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合（認定承継会社の場合）】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



(新規)

改正後

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(一般措置)

税務署 受付印 平成 年 月 日

税務署長

〒 _____
住所

氏名 _____ 電話 _____

第70条の7第30項 認定贈与承継会社
租税特別措置法 第70条の7の2第31項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、
第70条の7の4第16項 認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記①に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記①)又は②に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(1号・2号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同条の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 特定日:平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %

(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記①)又は③に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日:平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %

※ 上記③又は④に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

(資 12②-33-2-A 4統一) (30.6)

改正前

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書

税務署 受付印 平成 年 月 日

税務署長

〒 _____
住所

氏名 _____ 電話 _____

第70条の7第30項 認定贈与承継会社
租税特別措置法 第70条の7の2第31項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、
第70条の7の4第16項 認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ (③÷②×100)	30%以上で あれば適用可 → %

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記①に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ (③÷②×100)	20%以上で あれば適用可 → %

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記①)又は②に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(1号・2号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同条の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 特定日:平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %

(4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記①)又は③に該当する場合を除きます。)

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日:平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100)	70%以下で あれば適用可 → %

※ 上記③又は④に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

(資 12②-33-2-A 4統一) (29.4)

改正後

改正前

《記載要領等》

<裏面>

- 1 届出をする必要のある方
この届出書は、認定非営利社会、認定社会社又は認定相続継承社会が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「租税法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務局長に届出するために使用します。
- 届出書の2①の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、以下同じです。）内において、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- 届出書の2②の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- 届出書の2③の「中小企業者保証法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- 届出書の2④の「中小企業者保証法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①、②又は③に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- （注）1 「認定贈与承継社会」とは措置法第70条の7第2項第1号に規定する会社を、「認定社会社」とは措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社を、「認定相続継承社会」とは措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社を、
2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。
3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。
① 災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日以後10年を経過する日までの期間をいいます。
② 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り、）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り、）をいいます。
4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。
5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。
- | 売上割合の平均値 | 雇用割合の平均値 |
|-------------|----------|
| 70%未満 | 0% |
| 70%以上100%未満 | 40% |
| 100%以上 | 80% |
- 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。
- 6 届出期限
(1) 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
(2) 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限
7 書き方等
(1) 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等について記載してください。
(2) 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた①から④のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。
4 添付書類
「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から④に応じて次のいずれかの書類を提出してください。
- | 添付書類 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| (1) 中小企業における経営の承継の内閣化に関する法律施行規則（以下「内閣化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
| (2) 内閣化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
| (3) 内閣化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第3号又は第4号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
| (4) 内閣化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
- (注) 「非上場株式等についての納税猶予の贈与・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）」との届出書と一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

《記載要領等》

<裏面>

- 1 届出をする必要のある方
この届出書は、認定非営利社会、認定社会社又は認定相続継承社会が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「租税法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務局長に届出するために使用します。
- 届出書の2①の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、以下同じです。）内において、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- 届出書の2②の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記①に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- 届出書の2③の「中小企業者保証法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①又は②に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- 届出書の2④の「中小企業者保証法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記①、②又は③に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。
- (注) 1 「認定贈与承継社会」とは措置法第70条の7第2項第1号に規定する会社を、「認定社会社」とは措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社を、「認定相続継承社会」とは措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社を、
2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。
3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。
① 災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日以後10年を経過する日までの期間をいいます。
② 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り、）をいいます。
4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。
5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。
- | 売上割合の平均値 | 雇用割合の平均値 |
|-------------|----------|
| 70%未満 | 0% |
| 70%以上100%未満 | 40% |
| 100%以上 | 80% |
- 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。
- 2 届出期限
(1) 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
(2) 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限
3 書き方等
(1) 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象の非上場株式等の取得年月日等について記載してください。
(2) 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた①から④のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。
4 添付書類
「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の①から④に応じて次のいずれかの書類を提出してください。
- | 添付書類 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| (1) 中小企業における経営の承継の内閣化に関する法律施行規則（以下「内閣化省令」といいます。）第13条の2第3項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
| (2) 内閣化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
| (3) 内閣化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第3号又は第4号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
| (4) 内閣化省令第13条の2第3項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し | <input type="checkbox"/> |
- (注) 「非上場株式等についての納税猶予の贈与・相続税の免除申請書（災害等免除）」との届出書と一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

改正後

改正前

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書(一般措置)

承認
* 欄には記載しない

平成 年 月 日

税務署長 千 住所(居所) 氏名 電話

第70条の7第30項第3号・第4号 認定贈与承継会社
租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社
第70条の7の4第16項において準用する 同法第70条の7の2第31項第3号・第4号 認定相続承継会社

に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に關係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	③ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日(※1)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(※2)	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 平成 年 月 日

(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同法の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日に記載してください。

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 特例対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	円	a 売上判定事業年度の売上金額	円
b 売上割合(a ÷ A × 100)	%	b 売上割合(a ÷ A × 100)	%
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	人
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。

e 売上割合「(b)欄」の合計	g 雇用割合「(d)欄」の合計	雇用確保要件を満たさなくなった場合であっても、「h 雇用割合の平均値」が、下表の「売上割合の平均値」の区分「f」売上割合の平均値により判定します。*)に当たった「雇用割合の平均値」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます(旧法適用者の場合は裏面を参照してください。)
f 売上割合の平均値 (e ÷ 各売上判定事業年度の売上金額)	h 雇用割合の平均値 (g ÷ 各雇用判定基準日の数)	

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≧ A)となった事実の有無 (有) / (無)

3 添付書類
次に掲げる書類を提出してください。
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 電話番号

(資12②-33-3-A4統一) (30.6)

* 欄には記載しない

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

承認
* 欄には記載しない

平成 年 月 日

税務署長 千 住所(居所) 氏名 電話

第70条の7第30項第3号・第4号 認定贈与承継会社
租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社
第70条の7の4第16項において準用する 同法第70条の7の2第31項第3号・第4号 認定相続承継会社

に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に關係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	③ 特例対象の非上場株式等の取得年月日(※1)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(※2)	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 平成 年 月 日

(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同法の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日に記載してください。

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 特例対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	円	a 売上判定事業年度の売上金額	円
b 売上割合(a ÷ A × 100)	%	b 売上割合(a ÷ A × 100)	%
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	人
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください(旧法適用者を除きます。)

e 売上割合「(b)欄」の合計	g 雇用割合「(d)欄」の合計	雇用確保要件を満たさなくなった場合であっても、「h 雇用割合の平均値」が、下表の「売上割合の平均値」の区分「f」売上割合の平均値により判定します。*)に当たった「雇用割合の平均値」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます(旧法適用者の場合は裏面を参照してください。)
f 売上割合の平均値 (e ÷ 各売上判定事業年度の売上金額)	h 雇用割合の平均値 (g ÷ 各雇用判定基準日の数)	

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≧ A)となった事実の有無 (有) / (無)

3 添付書類
次に掲げる書類を提出してください。
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 電話番号

(資12②-33-3-A4統一) (29.12)

* 欄には記載しない

改正後

《記載要領等》

- 1 届出をする必要のある方
この届出書は、措置法第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)(第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)(第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。))の規定の適用を受けている方(災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表届出書)の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定(贈与・相続)承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。
- 2 届出期限
(1) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
(2) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日
(注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。なお、経営(贈与・相続)報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号(第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号)に規定する経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。
- 3 書き方等
(1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度(「贈与」特定事業年度」といいます。)(の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、(贈与)特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
(2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
(3) a欄～d欄は次のとおり記入します。
イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。)(の売上金額を記入します。
ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷(贈与)特定事業年度の売上金額(上記①)により計算された金額)×100)により計算します。
ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数×100)により計算します。
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号(第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項)等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。
(4) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号(第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項)の雇用が確保されているものとすると一定の数を下回ったとき(「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。)(には、e欄～h欄を記入します(平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式会社等について、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者(経営承継相続人等、経営相続承継受贈者)のうち、同法附則第86条第14項の書類(新法適用届出書)を提出していない方(以下「旧法適用者」といいます。))は記入を要しません。))。
イ 「e 売上割合(b)欄の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。
ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合(b)欄の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置令第40条の8第54項又は第56項(第40条の8の2第58項又は60項)に規定する割合を記入します。))。
ハ 「g 雇用割合(d)欄の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。
ニ 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合(d)欄の合計÷経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営(贈与・相続)承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数」)により計算します。
(注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。
(5) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」がA (贈与)特定事業年度における売上金額以上となった事実の有無について記入してください。
(6) 認定(贈与・相続)承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
(注) 1 「適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続開始の時をいいます。
2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ(第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ)に規定する常時使用従業員をいいます。
3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの期間(その基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日である場合には、適用対象贈与(相続開始)の日の属する年分の贈与税(相続税)の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営(贈与・相続)報告基準日が(贈与)特定期間内にある場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日から1年を経過することの日(以下「特定基準日」といいます。))の直前の特定基準日(その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日までの期間をいいます。なお、「(贈与)特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号(措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)(同法第70条の7の2第31項第1号(措置令第40条の8の2第56項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に規定する(贈与)特定期間をいいます。
4 「雇用判定基準日」とは、施行令第40条の8第57項第1号及び第2号(第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の4第25項)に規定する雇用判定基準日をいいます。
5 「経営(贈与・相続)承継期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号(第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項)に規定する経営(贈与・相続)承継期間をいいます。

改正前

《記載要領等》

- 1 届出をする必要のある方
この届出書は、措置法第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)(第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。)(第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限ります。))の規定の適用を受けている方(災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表届出書)の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定(贈与・相続)承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。
- 2 届出期限
(1) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
(2) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日
(注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。なお、経営(贈与・相続)報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号(第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号)に規定する経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。
- 3 書き方等
(1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度(「贈与」特定事業年度」といいます。)(の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、(贈与)特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
(2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
(3) a欄～d欄は次のとおり記入します。
イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。)(の売上金額を記入します。
ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷(贈与)特定事業年度の売上金額(上記①)により計算された金額)×100)により計算します。
ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数×100)により計算します。
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号(第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項)等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。
(4) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号(第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項)の雇用が確保されているものとすると一定の数を下回ったとき(「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。)(には、e欄～h欄を記入します(平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式会社等について、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者(経営承継相続人等、経営相続承継受贈者)のうち、同法附則第86条第14項の書類(新法適用届出書)を提出していない方(以下「旧法適用者」といいます。))は記入を要しません。))。
イ 「e 売上割合(b)欄の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。
ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合(b)欄の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置令第40条の8第53項又は第55項(第40条の8の2第58項又は60項)に規定する割合を記入します。))。
ハ 「g 雇用割合(d)欄の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。
ニ 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合(d)欄の合計÷経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営(贈与・相続)承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数」)により計算します。
(注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。
(5) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」がA (贈与)特定事業年度における売上金額以上となった事実の有無について記入してください。
(6) 認定(贈与・相続)承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
(注) 1 「特例対象贈与の時」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続開始の時をいいます。
2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ(第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ)に規定する常時使用従業員をいいます。
3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの期間(その基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日である場合には、特例対象贈与(相続開始)の日の属する年分の贈与税(相続税)の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営(贈与・相続)報告基準日が(贈与)特定期間内にある場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日から1年を経過することの日(以下「特定基準日」といいます。))の直前の特定基準日(その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日までの期間をいいます。なお、「(贈与)特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号(措置令第40条の8第50項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)(同法第70条の7の2第31項第1号(措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に規定する(贈与)特定期間をいいます。
4 「雇用判定基準日」とは、施行令第40条の8第56項第1号及び第2号(第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の3第24項)に規定する雇用判定基準日をいいます。
5 「経営(贈与・相続)承継期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号(第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項)に規定する経営(贈与・相続)承継期間をいいます。

改正後

改正前

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

平成____年____月____日

____税務署長

〒 _____

届出者 住所 _____
(林業経営相続人)
氏名 _____印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 平成____年____月____日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円
(内 _____ 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託の有無

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しなくても構いません。

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※ 年 月 日				

(資12③-1-A4統一) (平30.6)

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

平成____年____月____日

____税務署長

〒 _____

届出者 住所 _____
(林業経営相続人)
氏名 _____印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 平成____年____月____日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円
(内 _____ 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第42条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しなくても構いません。

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※ 年 月 日				

(資12③-1-A4統一) (平28.6)

改 正 後

(表)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の4第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

(6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の4第9項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

改正後

改正前

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

平成 年 月 日に林業経営相続人（氏名 _____）
（住所 _____）が死亡したので、
租税特別措置法第70条の6の4第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____
（電話番号 - - - ）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____ 個人番号 _____
（電話番号 - - - ）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____
（電話番号 - - - ）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____
（電話番号 - - - ）

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人

〒 _____ 氏名 _____ 相続（遺贈）があった日 平成 年 月 日
住所 _____

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）
における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来
した猶予中相続税 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円
(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	税務署	円

【添付書類】

- 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 1と同じ期間において、森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することを証する農林水産大臣の証明書
- 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の4第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
- 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

※欄は記入しないでください。

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

平成 年 月 日に林業経営相続人（氏名 _____）
（住所 _____）が死亡したので、
租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____
（電話番号 - - - ）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____ 個人番号 _____
（電話番号 - - - ）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____
（電話番号 - - - ）

〒 _____ 氏名 _____ 林業経営相続人との続柄 _____
住所 _____ 印 _____
（電話番号 - - - ）

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人

〒 _____ 氏名 _____ 相続（遺贈）があった日 平成 年 月 日
住所 _____

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）
における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来
した猶予中相続税 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円
(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	税務署	円

【添付書類】

- 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 1と同じ期間において、森林法施行規則第42条第2号に掲げる要件に該当することについて引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の4第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

※欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日				

改正後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の4第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。)の始期をいいます。

ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

改正前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。)の始期をいいます。

ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

改正後

改正前

医療法人持分の贈与税
相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書

医療法人持分の贈与税
相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 殿

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 殿

_____ 税務署長

_____ 税務署長

あなたは _____ 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 につ
いて、租税特別措置法 第70条の7の9第1項
第70条の7の12第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
理由により申告された納税猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

あなたは _____ 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 につ
いて、租税特別措置法 第70条の7の5第1項
第70条の7の8第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
理由により申告された納税猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税 の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税 の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

○ 納税の猶予が認められない理由

改正後

医療法人持分の 贈与税
相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正前

医療法人持分の 贈与税
相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

医療法人持分の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

医療法人持分の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

(通知用)

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
〒 _____
住所 _____
氏名 _____ 殿
_____ 税務署長

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
〒 _____
住所 _____
氏名 _____ 殿
_____ 税務署長

あなたは _____ 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続 (遺贈) により取得した医療法人の持分についての相続税 につ
いて、租税特別措置法 第70条の7の9第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

あなたは _____ 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税
相続 (遺贈) により取得した医療法人の持分についての相続税 につ
いて、租税特別措置法 第70条の7の5第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の
理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税 の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税
相続税 の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

○納税の猶予が認められない理由

改正後

医療法人持分の 贈与税
相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正前

医療法人持分の 贈与税
相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額相続税額の通知書

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 殿

_____ 税 務 署 長

あなたが _____ 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税
については、租税特別措置法 第70の7の9第1項 第70の7の12第1項 の規定により、納税の猶予がなされて
いましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 認定医療法人の名称及び所在地
名称 _____ 所在地 _____
- 2 納税の猶予がなされていた贈与税相続税の額・・・・・・・・・・ _____ 円
- 3 猶予期限が確定した贈与税相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・ _____ 円
ほか利子税の額 _____ 円
- 4 確定した贈与税相続税の猶予期限・・・・・・・・・・ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 5 猶予期限が確定した理由

- 6 その他

猶予期限が確定した 贈与税相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書 急 至 により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記3の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

（通知用）

猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額相続税額の通知書

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 殿

_____ 税 務 署 長

あなたが _____ 殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税
については、租税特別措置法 第70の7の5第1項 第70の7の8第1項 の規定により、納税の猶予がなされて
いましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 認定医療法人の名称及び所在地
名称 _____ 所在地 _____
- 2 納税の猶予がなされていた贈与税相続税の額・・・・・・・・・・ _____ 円
- 3 猶予期限が確定した贈与税相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・ _____ 円
ほか利子税の額 _____ 円
- 4 確定した贈与税相続税の猶予期限・・・・・・・・・・ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 5 猶予期限が確定した理由

- 6 その他

猶予期限が確定した 贈与税相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書 急 至 により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記3の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

（通知用）

改正後

猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書

1 使用目的

この通知書は、医療法人持分の納税猶予事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正前

猶予期限が確定した医療法人持分についての贈与税額・相続税額の通知書

1 使用目的

この通知書は、医療法人持分の納税猶予事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

医療法人持分についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書

医療法人持分についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印

(電話番号 - -)

私は、平成 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の9第11項 第70条の7の12第11項 の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

税務署 受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 印

(電話番号 - -)

私は、平成 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の5第11項 第70条の7の8第11項 の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名称	整理番号 所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A		00
⑥ 免除を受ける贈与税相続税額	B		00

(注) 1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を出す場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名称	整理番号 所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A		00
⑥ 免除を受ける贈与税相続税額	B		00

(注) 1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を出す場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益(又は)相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益(又は)持分の価額	a
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の価額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 持分の価額	平成 年 月 日 c

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。

① 基金として拠出した額	d	
② 自己所有持分相当額 (c × b / (a + b))	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 (c - e)	f	
④ (d - e)の金額(赤字の場合は0)	g	
⑤ 基金として拠出した額に対応する部分の金額 (A × (g / f)) (100円未満切捨て)	h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 (A - h)	i	00

関与税理士

電話番号

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益(又は)相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益(又は)持分の価額	a
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の価額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 持分の価額	平成 年 月 日 c

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。

① 基金として拠出した額	d	
② 自己所有持分相当額 (c × b / (a + b))	e	
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 (c - e)	f	
④ (d - e)の金額(赤字の場合は0)	g	
⑤ 基金として拠出した額に対応する部分の金額 (A × (g / f)) (100円未満切捨て)	h	00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 (A - h)	i	00

関与税理士

電話番号

※

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

※

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人（第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区分	書類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限りま。）の写し 2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時にける医療法人の出資者名簿の写し
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限りま。）の写し 2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時にける医療法人の出資者名簿の写し 3 基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

イ 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

① ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。

② ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

⑤ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

⑥ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区分	書類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（1）の金額

② 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

④ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(ロ) ②欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。

(ハ) ③欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄（B）に転記します。

改正前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は第70条の7の8第1項の適用を受ける人（第70条の7の7第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の5第11項又は第70条の7の8第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区分	書類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限りま。）の写し 2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時にける医療法人の出資者名簿の写し
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）	1 「出資持分の放棄申出書」（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限りま。）の写し 2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時にける医療法人の出資者名簿の写し 3 基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「② 贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

(イ) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

① ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。

② ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

⑤ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

⑥ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区分	書類
① 医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（A）の金額
② 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄（1）の金額

② 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

④ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(ロ) ②欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」（零）とします。

(ハ) ③欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄（B）に転記します。

改正後

改正前

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認
次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 国立大学法人等 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
 - 公益社団法人・公益財団法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
→ 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
 - 学校法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
 - 社会福祉法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	1	2	3	4	5	
種 類						
細目（地目・構造、銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面積等）						
贈与又は遺贈した財産の価額	①					
贈与又は遺贈した財産の取得年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
必 要 経 費	概算取得費による場合 取得価額・設備費・改良費 ②	概算取得費に よる 償却費相当額 ③	差引計（②－③） ④			
				概算取得費による場合 （①×5%） ⑤		
				譲渡に要した費用 ⑥		
	計（④+⑤）又は（⑤+⑥） ⑦					
	差引金額（①－⑦） ⑧					
申請者の場合 代表	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使用目的等	使用開始（予定）年月日	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	
	使用目的等					

寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

（資13-1-5-3-A4統一）(20.4)

3 寄附財産の明細及び使用目的等

- (1) 寄附財産についての確認
次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

- 公益社団法人・公益財団法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第3号イに規定する不可欠特定財産として同号イに規定する定款の定めを設けることとします。
- 学校法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第3号ロに規定する方法により管理することとします。
- 社会福祉法人 → 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第3号ハに規定する方法により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	1	2	3	4	5	
種 類						
細目（地目・構造、銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面積等）						
贈与又は遺贈した財産の価額	①					
贈与又は遺贈した財産の取得年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
必 要 経 費	概算取得費による場合 取得価額・設備費・改良費 ②	概算取得費に よる 償却費相当額 ③	差引計（②－③） ④			
				概算取得費による場合 （①×5%） ⑤		
				譲渡に要した費用 ⑥		
	計（④+⑤）又は（⑤+⑥） ⑦					
	差引金額（①－⑦） ⑧					
	申請者の場合 代表	代表者以外の申請者の氏名				
代表者以外の申請者の持分						
使用目的等	使用開始（予定）年月日	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	
	使用目的等					

寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

（資13-1-5-3-A4統一）(29.4)

改正後

〔第3表（承認特例用）の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「(1) 寄附財産についての確認」については、この表の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
 - (2) 土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
 - (3) 土地、建物及び株式以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。
 - (4) 「使用開始（予定）年月日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
 - (5) 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」等のように具体的に記載してください。
 - (6) 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）の写し
- 3 寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 4 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等）
- 5 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 6 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）
- 7 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等
- 8 寄附財産が株式の場合には、寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式又は株主名簿の写し等）
- 9 寄附財産が美術品の場合は、寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真

改正前

〔第3表（承認特例用）の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「(1) 寄附財産についての確認」については、この表の「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
 - (2) 土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
 - (3) 土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。
 - (4) 「使用開始（予定）年月日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
 - (5) 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」等のように具体的に記載してください。
 - (6) 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産とすること又は基本金に組み入れることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会の議事録（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し、美術品の鑑定書等）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内図等）
- 6 寄附財産が建物の場合には、寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等
- 7 寄附財産が美術品の場合は、寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真

改正後

改正前

3- 付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(平成 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日 引渡年月日	譲受者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
		住所	氏名			銀行等名	口座名義	口座番号
	・ ・				千円	/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
合 計					㉔ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 登記年月日	種類 細目	所在地	数量	価額	取得の相手方	住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
合 計				㉕ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㉕」欄の金額が上記(2)の「㉔」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

(資 13-1-6-A 4 統一) (30.6)

第3表 付2

3- 付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(平成 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日 引渡年月日	譲受者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
		住所	氏名			銀行等名	口座名義	口座番号
	・ ・				千円	/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
合 計					㉖ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 登記年月日	種類 細目	所在地	数量	価額	取得の相手方	住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
合 計				㉗ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㉗」欄の金額が上記(2)の「㉖」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

(資 13-1-6-A 4 統一) (27.6)

第3表 付2

改正後

〔第3表 — 付2の記載要領等〕

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正前

〔第3表 — 付2の記載要領等〕

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」の「番号」欄の番号を記載してください。


《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正後

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書


 国税庁長官
 届出者 千
 所在地 _____
 フラゴマ
 名称 _____
 代表者氏名 _____ ⑧
 (連絡先)
 氏名 _____
 電話番号 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。
 (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)

(1) 財産等が使用開始されていない場合
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 財産等の明細等

番号	引渡年月日	譲受者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
		住所	氏名			銀行等名	口座名義	口座番号
・	・				千円	/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
合 計					④ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等


契約年月日	種類	細目	所在地	数量	価額	取得の相手方	住所氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・	・				千円				・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
合 計					⑧ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑧」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 租税特別措置法 (この欄の項目は記載する必要ありません。)

適用要件	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書


 国税庁長官
 届出者 千
 所在地 _____
 フラゴマ
 名称 _____
 代表者氏名 _____ ⑧
 (連絡先)
 氏名 _____
 電話番号 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。
 (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)

(1) 財産等が使用開始されていない場合
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 財産等の明細等

番号	引渡年月日	譲受者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
		住所	氏名			銀行等名	口座名義	口座番号
・	・				千円	/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
・	・					/		
合 計					④ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	価額	取得の相手方	住所氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・	・				千円				・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
・	・								・	
合 計					⑧ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑧」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 租税特別措置法 (この欄の項目は記載する必要ありません。)

適用要件	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

この届出書には、譲渡する財産若しくは代替資産又は買換資産の明細、及びその譲渡代金で取得する代替資産の明細を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 財産等を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 4 財産等の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

この届出書には、譲渡する財産若しくは代替資産又は買換資産の明細、及びその譲渡代金で取得する代替資産の明細を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 財産等を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 財産等の譲渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し
- 4 財産等の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正後

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

(新規)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官
届出者 〒
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 氏名 _____
電話番号 _____

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日 昭和・平成 年 月 日 承認年月日 昭和・平成 年 月 日

譲渡した財産等の寄附者 住所 (寄附時の住所) _____
電話番号 _____ (電話番号 - -)
フリガナ _____
氏名 _____

譲渡した財産等の種類 (該当する□にレ印を記入してください)
 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産
 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの

譲渡した財産等及び代替取得資産の管理方法 基金(所轄庁の証明年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日) 届出者の所轄庁
基本金

譲渡した財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	譲渡年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合 計				㊦ 千円			

代替取得資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合 計				㊧ 千円			

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細」の「㊧」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細」の「㊦」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替取得資産の取得計画
別添のとおり(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

併記税務上
寄附金控除
印を捺す

※ 税務事務用紙(この欄の項目は記載する必要はありません。)

種別	区分	金額	税額	備考
1	1			
2	2			
3	3			
4	4			

改正後

改正前

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は特定買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に定める理由により譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同号に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡した財産等の明細」欄には、譲渡した措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 「代替取得資産の明細」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。

(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
- 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 財産等の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 代替取得資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

(新規)

改正後

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書

国税庁長官 届出者 〒 所在地 _____ フリガナ _____ 名称 _____ 法人番号 _____ 代表者氏名 (連絡先) _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 〒 _____ (寄附時の住所)	電話番号 〒 _____ (電話番号 - - -)	フリガナ _____ 氏名 _____

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額 千円	譲渡予定年月日	公益目的事業に 直接供した日	使用実績

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始予定 年月日	使用目的

使用開始予定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改正前

租税特別措置法第40条第5項の規定による買換資産の届出書

国税庁長官 届出者 〒 所在地 _____ フリガナ _____ 名称 _____ 法人番号 _____ 代表者氏名 (連絡先) _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 〒 _____ (寄附時の住所)	電話番号 〒 _____ (電話番号 - - -)	フリガナ _____ 氏名 _____

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額 千円	譲渡予定年月日	公益目的事業に 直接供した日	使用実績

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始予定 年月日	使用目的

使用開始予定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改正後

改正前

[記載要領等]

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第40条第5項第1号に規定する買換資産に該当し、同項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって買換資産を取得することにより措置法第40条第5項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 6 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 4 「取得する買換資産の明細」欄には、取得する買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用開始予定年月日」欄は、取得する買換資産を公益目的事業の用に直接使用する予定の日を記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得する買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 6 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。
また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
 - 2 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
 - 3 買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
 - 2 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
 - 3 買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合は、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

(新規)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官
届出者 千
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 氏名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理している財産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所)		
	電話番号	(電話番号 - -)	
フリガナ			
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金 (所轄庁の証明年月日 . .)	届出者の所轄庁	
基本 基金			

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
				千円	
					
					
					

取得しようとする特定買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	
					
					
					

その他参考事項

作成役理士
事務所所在地
届出者住所所在地

②

* 税務署照会欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)										
項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
内容	自署	他署(自署)	他署(他署)	不明	一審	二審	三審	四審	五審	最高
日付	年	月	日		年	月	日	年	月	日
印	印	印	印		印	印	印	印	印	印

改正後

改正前

〔記載要領等〕

(新規)

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産のうち、特定管理方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡により収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を、特定管理方法により管理することにより措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産に該当し、同項の規定の適用を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 届出者が国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 平成 年 月 日

届出者 (引継法人) 所在地 _____

フリガナ 名称 _____

法人番号 _____

代表者氏名 _____

(連絡先) 氏名 _____

電話番号 _____

届出書受付印 国税庁長官 平成 年 月 日

届出者 (引継法人) 所在地 _____

フリガナ 名称 _____

法人番号 _____

代表者氏名 _____

(連絡先) 氏名 _____

電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等（当初法人）から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所)		
	電話番号	(電話番号 - -)	
	フリガナ	氏名	

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所)		
	電話番号	(電話番号 - -)	
	フリガナ	氏名	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

主たる事務所の所在地 _____

フリガナ 名称 _____ 代表者氏名 _____

法人番号 _____ (電話番号) (- -)

当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）

主たる事務所の所在地 _____

フリガナ 名称 _____ 代表者氏名 _____

法人番号 _____ (電話番号) (- -)

当初法人が特定処分を受けた年月日 _____ 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 _____

平成 年 月 日

当初法人が特定処分を受けた年月日 _____ 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 _____

平成 年 月 日

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 (千円)	使用開始 (予定)年月日	使用目的

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平成 年 月 日】

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 (千円)	使用開始 (予定)年月日	使用目的

租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 _____ (左欄の金額の計算に関する明細) _____ 円

租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 _____ (左欄の金額の計算に関する明細) _____ 円

届出者が引継財産で取得した財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得価額 (千円)	取得年月日	使用開始 (予定)年月日	使用目的

届出者が引継財産で取得した財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得価額 (千円)	取得年月日	使用開始 (予定)年月日	使用目的

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 _____ 平成 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 _____ 平成 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 _____ 平成 年 月 日

使用開始予定年月日 _____ 平成 年 月 日

※ 税務管理情報 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

区分	1 自費	2 他費 (自給)	3 他費 (他給)	4 不明	区分	1 自費	2 他費 (自給)	3 他費 (他給)	4 不明
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				

※ 税務管理情報 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

区分	1 自費	2 他費 (自給)	3 他費 (他給)	4 不明	区分	1 自費	2 他費 (自給)	3 他費 (他給)	4 不明
出					出				
入					入				
出					出				
入					入				

届出者住所
〒 番 号

届出者住所
〒 番 号

改正後

改正前

[記載要領等]

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法40条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りません。）に使用します。

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が措置法40条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りません。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押ししてください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

《記載要領》

- 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等について記載し、当該引継法人の代表者印を押ししてください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1
$$\frac{\text{租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \div \text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}$$

2
$$\frac{\text{公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \div \text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}$$

（参考）1
$$\frac{\text{租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \div \text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}$$

2
$$\frac{\text{公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用があるときの租税特別措置法施行令第25条の17第21項第2号に掲げる引継財産である場合の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \div \text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}$$

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注）各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
 - 引継法人の登記事項証明書等
 - 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた公益法人等から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
 - 引継法人の登記事項証明書等
 - 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

国税庁長官 申請者 平成 年 月 日

〒 所在地
フリガナ 名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先) 氏名
電話番号

租税特別措置法第40条第16項の規定に基づき、下記3に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含まず。）をいいます。）が同条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1 寄附年月日 昭和・平成 年 月 日

2 寄附者の寄附時における住所・氏名 住所 〒
フリガナ 氏名

3 受贈資産

(1) 贈与又は遺贈により取得した資産の取得時における資産の明細

番号	種類	細目	所在地	数量
1				
2				
3				

(2) 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得時における資産の明細

3(1)に対応する番号	種類	細目	所在地	数量

4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得時における所在地・名称 所在地 〒
フリガナ 名称

5 申請する理由 租税特別措置法第40条第 項 号に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要のため。
上記書類（届出書）の提出期限 平成 年 月 日

6 その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）
① 3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由
② 3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

※ 税務書類欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）

届出書	寄附書	届出書	届出書	(1)	(2)	備考
1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明			
10 提出済	11 提出済	12 提出済	13 提出済	14 提出済	15 提出済	16 提出済

改正前

租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書

国税庁長官 申請者 平成 年 月 日

〒 所在地
フリガナ 名称
法人番号
代表者氏名
(連絡先) 氏名
電話番号

租税特別措置法第40条第16項の規定に基づき、下記3に掲げる受贈資産（個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含まず。）をいいます。）が同条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めたいので、申請します。

1 寄附年月日 昭和・平成 年 月 日

2 寄附者の寄附時における住所・氏名 住所 〒
フリガナ 氏名

3 受贈資産

(1) 贈与又は遺贈により取得した資産の取得時における資産の明細

番号	種類	細目	所在地	数量
1				
2				
3				

(2) 代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得時における資産の明細

3(1)に対応する番号	種類	細目	所在地	数量

4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得時における所在地・名称 所在地 〒
フリガナ 名称

5 申請する理由 租税特別措置法第40条第 項に規定する書類（届出書）の提出が必要であるか判断するのに必要のため。
上記書類（届出書）の提出期限 平成 年 月 日

6 その他参考事項（次の①又は②に該当する場合には、理由又は経緯等について記載してください。）
① 3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由
② 3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等

※ 税務書類欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）

届出書	寄附書	届出書	届出書	(1)	(2)	備考
1 自署	2 他署(自署)	3 他署(他署)	4 不明			
10 提出済	11 提出済	12 提出済	13 提出済	14 提出済	15 提出済	16 提出済

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第3項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。
なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

- 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日に記載してください。
- 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合には、「2 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合のみ記載してください。
- 「5 申請する理由」欄には、措置法第40条第5項各号から第10項までの該当する項及び番号を記載してください。なお、同条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日に記載してください。
- 「6 その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
(注) 受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
 - 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
 - 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第5項から第10項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第3項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。
なお、この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。

《記載要領》

- 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日に記載してください。
- 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合には、「2 代替資産又は買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合のみ記載してください。
- 「5 申請する理由」欄には、措置法第40条第5項から第10項までの該当する項番号を記載してください。なお、同条第5項から第10項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日に記載してください。
- 「6 その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
(注) 受贈資産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
 - 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
 - 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改正後

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

(新規)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日


送達受印

国 税 庁 長 官
 届 出 者 〒 _____
 所 在 地 _____
 フリガナ _____
 名 称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____ 印
 (連絡先)
 氏 名 _____
 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代
 替資産、買換資産又は特定買換資産（以下「財産等」といいます。）を下記のとおり公益目的事業の用に直
 接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの
 規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなり
 ましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 年 月 日	承 認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
公益目的事業の用に直接供し なくなった又は基本金に組み 入れる方法により管理しな くなった財産等の寄附者	住 所 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)	(寄附時の住所)	
	フリガナ 氏 名 _____		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接 供しなくなった日	公益目的事業の用に直接 供しなくなった理由
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	

基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で 管理しなくなった日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

その他参考事項

作成地
 事務所所在地
 郵便番号
 印

* 税務署管轄欄（この欄の項目は記載する必要はありません。）

送 達 手 続 印	寄 附 者 印	1 自 署	2 他 署(自 局)	送 付 先 印	3 他 署(他 局)	4 不 明	番 一 番	局 一 番	(1)	(2)	番 外 課 印

改正後

改正前

[記載要領等]

(新規)

《使用区分》

この届出書は、財産等（租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなったとき又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなったときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
 なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
 なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産、買換資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産、買換資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
 なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」などのように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産、買換資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している当該代替資産、買換資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類等（売買契約書の写し等）
 - 2 特定管理方法で管理しなくなったことが分かる書類（理事会等の議事録の写し、基本金明細表等の写し等）

改正後

租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

昭 和 平 成 年 月 日

国税庁長官

届出者 〒
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) _____
氏名 _____
電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号	
			— —	
取消しの処分を受けた年月日	取消処分を受けた事由 (二以上の事由があるときはその全ての事由)			
平成 年 月 日				
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成 年 月 日			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 電話番号 _____ フリガナ _____ 氏名 _____	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 — —)		
種類	細目	所在地	数量	使用実績

* 租税等納付額 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

通債 目 付 印	交付 年月 日	金額 円	納付 場所	納付 方法	納付 期日	納付 額 円	納付 済 印
1							
2							
3							
4							

(資13-36-A4統一)(30.6)

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

昭 和 平 成 年 月 日

国税庁長官

届出者 〒
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) _____
氏名 _____
電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号	
			— —	
取消しの処分を受けた年月日	取消処分を受けた事由 (二以上の事由があるときはその全ての事由)			
平成 年 月 日				
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成 年 月 日			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 電話番号 _____ フリガナ _____ 氏名 _____	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 — —)		
種類	細目	所在地	数量	使用実績

* 租税等納付額 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

通債 目 付 印	交付 年月 日	金額 円	納付 場所	納付 方法	納付 期日	納付 額 円	納付 済 印
1							
2							
3							
4							

(資13-36-A4統一)(28.6)

改正後

改正前

[記載要領等]

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第 5 条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
 なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 2 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
 なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
 なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
 なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第 5 条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
 なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 2 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
 なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。
 なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
 なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
 - 2 取消処分を受けたことを証する書類
 - 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
 - 2 取消処分を受けたことを証する書類
 - 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表 4)

租税特別措置法第70条の7の12(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の13(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額 円	請求額 円
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額		
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額 (①+②-③) (赤字の場合は0)		
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦	基礎控除額		
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑥-⑦)		
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)			
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額
	/	円 ,000	円
	/	円 ,000	
	/	円 ,000	
	/	円 ,000	
	/	円 ,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額 (⑫の合計額)	00

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区	分	申告(更正・決定)額 円	請求額 円
①	医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額 (1の⑬×1の⑮/1の(⑮+⑯))		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
④	(②+③-医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額)の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑥	(①+④-⑤)の金額 (赤字の場合は0)		
⑦	(④-⑥)の金額 (赤字の場合は0)		
⑧	特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等		
イ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×イの持分の価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ロ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ハ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
⑨	医療法人持分納税猶予税額等 (⑦)の金額 (100円未満切捨て)又は⑧の金額の合計額		
⑩	イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑨の金額)	
	ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分税額控除額 (⑨の金額) 医療法人持分税額控除額 (注)

(注) 申告書第8の4表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

(資15-1-3-4-A 4 統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表 4)

租税特別措置法第70条の7の8(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の9(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額 円	請求額 円
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額		
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額 (①+②-③) (赤字の場合は0)		
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦	基礎控除額		
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑥-⑦)		
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)			
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額
	/	円 ,000	円
	/	円 ,000	
	/	円 ,000	
	/	円 ,000	
	/	円 ,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額 (⑫の合計額)	00

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区	分	申告(更正・決定)額 円	請求額 円
①	医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額 (1の⑬×1の⑮/1の(⑮+⑯))		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
④	(②+③-医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額)の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑥	(①+④-⑤)の金額 (赤字の場合は0)		
⑦	(④-⑥)の金額 (赤字の場合は0)		
⑧	特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等		
イ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×イの持分の価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ロ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
ハ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額/1の⑰) (100円未満切捨て)		
⑨	医療法人持分納税猶予税額等 (⑦)の金額 (100円未満切捨て)又は⑧の金額の合計額		
⑩	イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑨の金額)	
	ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分税額控除額 (⑨の金額) 医療法人持分税額控除額 (注)

(注) 申告書第8の4表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

(資15-1-3-4-A 4 統一)